

# **厚真町津波防災地域づくり推進計画**

---

令和6年3月

北海道厚真町



## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源として発生したマグニチュード 9 の地震に端を発する東日本大震災では、本町を含む各地に津波が襲来するなど、広域にわたる甚大な被害により東北地方を中心に多くの尊い命が失われました。そして、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震では北海道で初めての震度 7 を本町で観測し、明治以降最大といわれる大規模な山腹崩壊・土砂流出により、多くの尊い命が失われるとともに、ライフラインの寸断、家屋の損壊等で数多の避難者が生起し、初動期の災害対応・復旧は困難を極めました。国、北海道、他自治体、NPO 等の団体やボランティア等、全国から心温まるご支援や励ましをいただきながら、復旧・復興に取り組んできましたが、震災発生から 5 年が経過した令和 6 年 3 月現在においても、復旧・復興の取り組みは今もなお続いている状況にあります。

このような中、令和 2 年 4 月に公表された国による日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを踏まえて、令和 3 年 7 月には北海道が太平洋沿岸の津波浸水想定を公表しました。その後、令和 4 年 1 月に本町の津波警戒区域が指定され、同年 9 月には国から本町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進地域および津波避難対策特別強化地域に指定されました。これを受け、令和 5 年 4 月に厚真町津波防災地域づくり推進協議会を設立し、津波防災に向けた本格的な取り組みを進めているところです。

想定される日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震の巨大地震が発生した場合、津波の第 1 波は地震発生から最短で 44 分後に本町の沿岸部に到達することと、津波の高さは最大で 9.2m に及ぶことが予測されています。津波浸水地域は広域におよび、直接的な人的・物的被害のほかにも、日常生活への影響も長期化することも予測されています。本町の沿岸部には住家や事業所に加え、胆振地域と日高地域をつなぐ国道 235 号や主要交通機関の一つである JR 日高本線があります。また、北海道屈指のサーフスポットである浜厚真海岸、全国大会の会場としても活用されるサッカーフィールドを有する浜厚真野原公園は町内外の多くの人々に親しまれています。さらに、日本海側の都市をつなぐフェリーが寄港し、多数の観光客や大型トラックなどによる物流の揚陸拠点となっている苫小牧港東港区などがあります。津波発生時には、地域住民や事業所従業員に加えて、来訪者等の安全確保を行うため、迅速かつ着実な避難を行う環境の整備やルールづくりをはじめとした津波防災対策が必要です。

こうした状況を踏まえ、本町ではハード対策とソフト対策を総動員する多重防御により、「誰一人として犠牲者を出さない・なんとしても人命を守る」という強い信念と覚悟を持って、津波防災対策の推進・強化に、本町として全力で取り組んでいきます。本取り組みに際し、津波防災地域づくりを総合的に推進するために、津波浸水想定地域にある地域住民代表をはじめ、学識経験者、国、北海道、関係機関・団体等、町等から構成される厚真町津波防災地域づくり推進協議会を設置し、協議を重ねて本計画を策定しました。

本計画では、「地震・津波による犠牲者ゼロをめざし、住民・事業者・来訪者など、あらゆる人が安全に避難できる地域づくり」を方針に掲げ、町の持続的な発展、安全・安心なまちづくりをめざします。

最後に、本計画の策定にあたり推進協議会において、ご議論いただきました委員の皆様、地区懇談会において地域の課題や将来像、今後の対策に係るご意見をいただきました地域の皆様に厚く御礼申し上げます。



令和 6 年 3 月

厚真町長 宮坂尚志



# 目 次

第1章 推進計画の目的と位置づけ .....	1
第1節 推進計画作成の背景と目的 .....	1
(1) 推進計画策定の背景 .....	1
(2) 推進計画の目的 .....	2
第2節 計画の位置づけ .....	3
第3節 推進計画区域 .....	4
第2章 町内の現況とこれまでの取組 .....	5
第1節 厚真町の歴史 .....	5
第2節 人口・産業 .....	8
(1) 人口・世帯数の推移 .....	8
(2) 滞在人口 .....	9
(3) 産業 .....	11
第3節 土地利用・交通 .....	12
(1) 土地利用 .....	12
(2) 交通 .....	14
第4節 町がこれまで実施してきた地震・津波防災施策 .....	15
第3章 津波防災地域づくりの課題 .....	17
第1節 津波の浸水深と想定される被害 .....	17
(1) 津波の浸水深と津波被害の関係 .....	17
(2) L1 と L2 津波 .....	18
(3) 地震・津波による被害想定 .....	19
第2節 地区別の課題 .....	24
(1) 浜厚真地区 .....	24
(2) 鹿沼地区 .....	25
(3) 共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地地区 .....	26
第3節 津波防災地域づくりの課題 .....	27
(1) 避難困難地域の解消 .....	27
(2) 地震・津波対策 .....	28
(3) 防災意識のさらなる醸成 .....	28
(4) 来訪者の安全確保 .....	29
(5) 寒冷地の避難対策 .....	29
(6) 復旧・復興に向けた事前の備え .....	29
第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針 .....	30
第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針 .....	30
第2節 地区別の取組方針 .....	30
第3節 冬の期間の課題への取組方針 .....	32
第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方 .....	33

第1節 土地利用 .....	33
(1) JR 日高本線以南の地域（入鹿別川から厚真川の間） 【津波浸水想定区域内】 .....	33
(2) JR 日高本線以北の地域（入鹿別川から厚真川の間） 【津波浸水想定区域内】 .....	33
(3) 厚真川右岸区域 【津波浸水想定区域内】 .....	33
(4) 上記以外の地域 【津波浸水想定区域外】 .....	33
第2節 警戒避難体制の整備 .....	33
(1) 情報伝達手段、情報伝達内容の検討 .....	34
(2) 津波避難施設・避難路・避難経路の検討・見直し .....	34
(3) 津波避難訓練の実施 .....	35
(4) 津波災害警戒区域外の要配慮者利用施設 .....	35
(5) 具体的な来訪者・要配慮者の避難対策 .....	35
第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務 .....	36
第1節 事業・事務の整理 .....	36
第2節 事業・事務 .....	36
第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方 .....	40
第1節 今後さらに検討が必要な事項 .....	40
第2節 推進体制 .....	42
第3節 計画の見直しと更新 .....	42
参考資料 .....	43
厚真町津波防災地域づくり推進協議会設置要綱 .....	43
厚真町津波防災地域づくり推進協議会委員名簿 .....	45
検討経緯 .....	46

# 第1章 推進計画の目的と位置づけ

本章では、推進計画の背景と目的、計画の位置づけ、推進計画区域について示します。

## 第1節 推進計画作成の背景と目的

### (1) 推進計画策定の背景

本町は北海道の日本海と太平洋をつなぐ広大な平坦地である道央ベルト地帯の南端に位置しており、道庁所在地である札幌市と近隣の道内主要都市に加えて、物流拠点である苫小牧港、北海道の空の玄関口である新千歳空港にも近接していることから、道外からのアクセスにも恵まれています。また、ハスカップや水稻、小麦などの農作物の作付が広く行われていることから、町内は美しい田園景観を留めています。

また、太平洋に面した浜厚真海岸は遠浅の広い砂浜を抱えており、札幌圏を中心に多くのサーファーが訪れる北海道を代表するサーフスポットとして知られています。近接する浜厚真野原公園には全国大会が開催されるサッカー場があり、4月から10月にかけて毎週のように試合が開催されています。試合時には町内外から選手やスタッフ、その家族が訪れ、最大で1日あたり約1,800人が訪れます。さらに、浜厚真地区には苫小牧港東港区が立地しており、秋田、新潟や敦賀へ人・貨物を運搬するフェリーが就航しています。フェリーは最大で850人が乗船可能であり、フェリーターミナルには町外から通勤する従業員も勤務しています。そのため、厚真町の津波防災には、町内居住者に加えて町外から訪れる人々の命を守るという視点が必要です。

本町にはこれまで、東日本大震災では津波による被害が発生しています。また、近年の津波堆積物調査の結果から、町内沿岸部には過去の津波の痕跡が確認されています。

そして、平成30年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震では、厚真町において北海道で初めて震度7を観測しました。この地震により、厚真町では死者37人（災害関連死1人を含む）、軽傷者61人、住宅の全壊235棟、半壊337棟、一部損壊1,104棟に及ぶ甚大な被害を受けました。さらに、停電や断水、土砂災害による農作物の被害など、多くの町民が直接的・間接的な災害の影響を受けました。

加えて、日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震が発生した場合には、東日本大震災（平成23年）と同等以上の被害が予測されています。この地震では、厚真町に津波が到達するという予測がされており、特に冬の期間に発生した場合には寒さや雪の影響も考慮した被害軽減に向けた対策が必要です。

東日本大震災を受けて、国は地震、津波からの防災・減災、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを推進するため「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」（以下、「津波防災地域づくり法」）を制定しました。この法律に基づき、本町では、ハード対策※1とソフト対策※2が一体となった対策に取り組み、津波防災地域づくりを総合的に推進し、将来にわたって安全・安心なまちを創り上げることを目的に「厚真町津波防災地域づくり推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

※1 ハード対策：物理的な災害対策で施設や設備などによって災害対策の効果を得る方法

※2 ソフト対策：情報や教育・訓練などの無形の要素によって災害対策の効果を得る方法

## (2) 推進計画の目的

本町には、令和3年7月に北海道より公表された北海道太平洋沿岸（羅臼町から福島町の沿岸および内陸市町村）の津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを推進することが求められています。そのため、本計画は、土地利用・警戒避難体制の整備などの方向性を示し、行政や住民、事業者が一体となって実施すべき具体的な取り組みを進め、本町の津波防災地域づくりを着実に推進することを目的とします。その際には、積雪寒冷地として考慮すべき冬の期間の課題や各地域が持つ課題の解消も目指します。

なお、本計画は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく「推進計画」との整合性を図りながら、津波避難に係る緊急に実施すべき対策をとりまとめる「津波避難対策緊急事業計画」等へ適切に反映させ、事業の推進に繋げていくことを目指しています。

## 第2節 計画の位置づけ

津波防災地域づくり法第10条において、「市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独でまたは共同して、当該市町村の区域内について、推進計画を作成することができる。」とされています。

本計画の策定に際しては、町のめざすべき姿と進むべき方向について指針を示す町の最上位計画である「第4次厚真町総合計画改訂版」を基本とし、将来の都市像に向けたまちづくりの方向性を示す「厚真町都市計画マスタープラン」、町民の生命、財産を災害から守るための対策について定めた「厚真町地域防災計画」との整合性を考慮しています。なお、「第4次厚真町総合計画改訂版」は、北海道胆振東部地震や社会情勢の変化等をふまえて「厚真町復旧・復興計画第3期」、人口減少に対して地方創生を推進する「第2期厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」、自然災害に対する防災・減災の取り組みを示す「厚真町強靭化計画」を一体として策定したものです。本計画においては「厚真町強靭化計画」を含む総合計画全体を反映したものとなっています。

さらに、北海道が定める「苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」や、国・北海道が管理する海岸保全施設や河川施設等の整備計画に記載されたハード対策を反映した上で、本計画を策定しています。

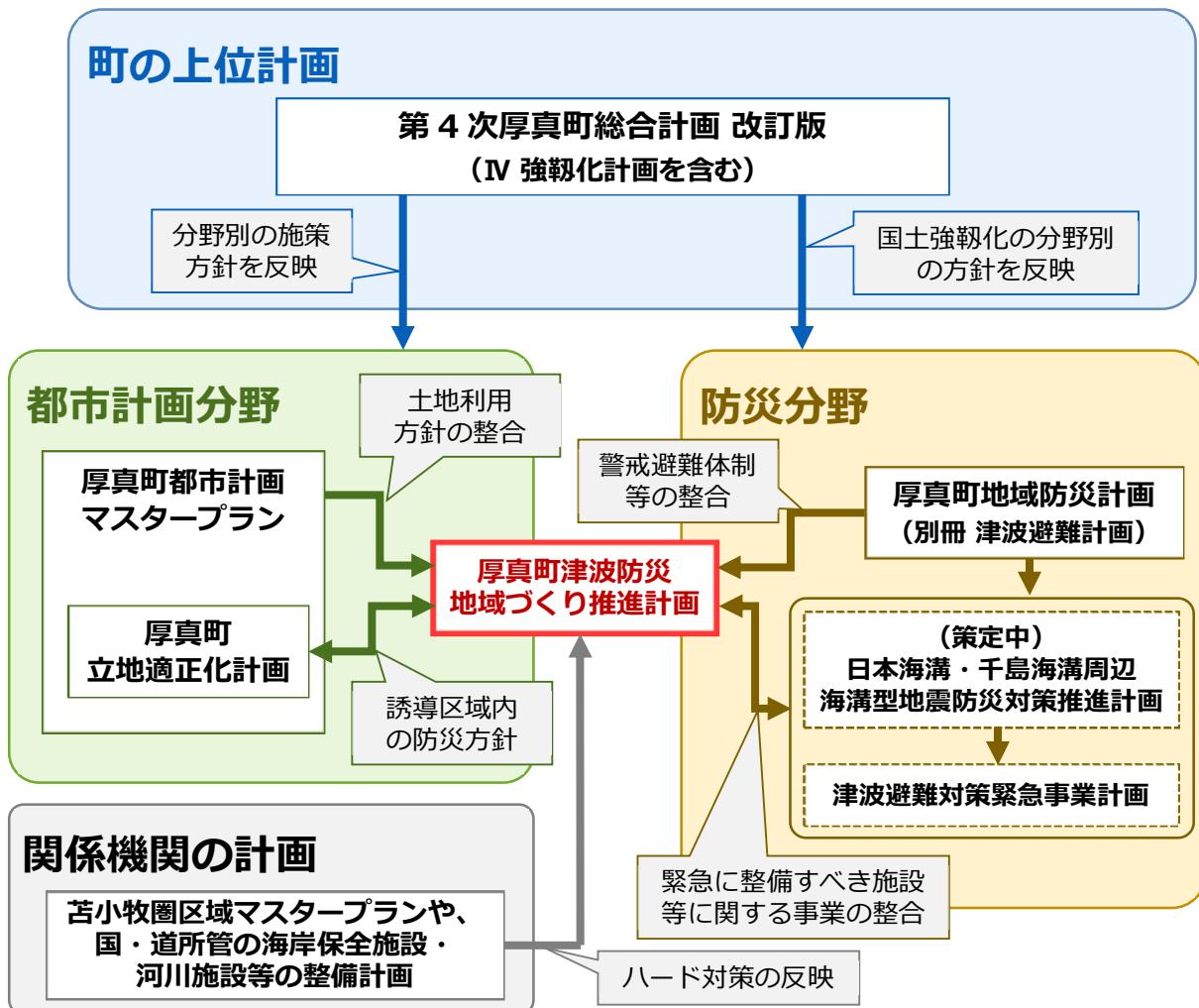


図 1.2-1 計画の位置づけ

### 第3節 推進計画区域

地震、津波からの防災・減災、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるためには、様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた、地域の実情に応じた取り組みが必要です。

本町の津波浸水想定区域には居住者に加えて、事業所への通勤者、サーフスポットやサッカー場等の利用者、道路や鉄道を利用して通過する人々がいることが予想されます。本計画では、これらの地域の実情を考慮し、津波浸水想定区域から安全に避難するための施策が求められています。そのためには、特に浸水地域内で非常に情報伝達を確実に行うための施策を含める必要があります。また、津波浸水想定区域内外を問わず、住民や事業者等に対して被害軽減に向けた防災教育を進めることに加えて、季節性を考慮した津波避難場所対策の充実、避難路の整備や緊急輸送道路を利用した被災場所への救助活動・物資輸送を確保するなどの平時の対策が求められます。

これらのことから、本町における推進計画区域を「厚真町全域」と定めます。



図 1.3-1 推進計画区域

(出典：厚真町都市計画マスタープラン（令和3年3月）厚真町をもとに作成)

## 第2章 町内の現況とこれまでの取組

本章では、本町の歴史と人口・産業、土地利用と交通に加えて、これまでに本町が実施してきた地震・津波防災施策について示します。

### 第1節 厚真町の歴史

本町には 140 を越える遺跡があり、旧石器時代から人の居住が確認されています。1858 年に松浦武四郎が「戊午東西蝦夷山川地理取調日誌」でトンニカコタンに宿泊したことが記録されているように、古くからアイヌの集落が存在していました。和人の本格的な移住が始まったのは明治 3 年（1870 年）であり、明治 6 年（1873 年）に厚真村が発足しました。そして、昭和 35 年（1960 年）の町制施行により現在の厚真町となりました。

厚真町の過去の災害は厚真川の氾濫によるものが多く、松浦武四郎も水害の記録を残しています。河川改修工事などにより発生しにくくなっているものの、現在も河川氾濫による浸水に備える必要があります。地震については、表 2.1-1 の通り、昭和 27（1952）年十勝沖地震以降の記録が残っています。平成 15 年（2003 年）に発生した十勝沖地震では、住家の一部損壊や、道路の陥没、公共施設や農地および農業施設、土木施設等の被害が発生しました。近年当町で最も大きな被害が発生した災害は平成 30 年北海道胆振東部地震です。大規模な土砂災害や多数の家屋倒壊等が発生し、37 人が犠牲となりました（表 2.1-2、表 2.1-3）。また、東日本大震災（2011 年）では苫小牧東港で 2.5 メートルの津波が観測されたほか、津波による水産被害やトラック、乗用車の浸水被害がありました。津波堆積物調査の結果からも、厚真町沿岸部にはこれまでに津波が襲来したことが明らかになっています。

表 2.1-1 厚真町における過去の地震災害（2003 年まで）

（出典：厚真町地域防災計画資料編（令和 6 年 3 月）厚真町、気象庁資料をもとに作成）

発生年月日	種別・災害名	規模 (M)	震度	被害の概要
昭和 27（1952）年 3 月 4 日	十勝沖地震	8.2	6	死者 1 名、重傷者 1 名、軽傷者 8 名、全壊 35 棟、半壊 36 棟、小壊 141 棟、計 212 棟、被害総額 146,386 千円
昭和 43（1968）年 5 月 16 日	1968 年 十勝沖地震	7.9	6	重傷者 1 名、軽傷者 2 名、住家全壊 5 棟、住家半壊 26 棟、住家一部破損 611 棟、非住家全半壊 10 棟、農業関連その他 76 件、河川決壊 4 箇所、橋梁破損 4 箇所、道路破損 11 箇所、林業関係 4 件、衛生 1 箇所、商工 50 件、学校 14 箇所
平成 5（1993）年 1 月 15 日	平成 5 年 (1993 年) 釧路沖地震	7.5	4	住家一部破損 1 棟、非住家半壊 1 棟、農業関連その他 3 件、道路 5 力所、衛生施設 1 箇所、商工 17 件、学校 2 件、被害総額 4,420 千円
平成 15（2003）年 9 月 26 日	平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震	8.0	5 強	住家一部破損 13 棟、農業関連その他 19 件、道路 34 箇所、衛生 10 箇所、商工 12 箇所、学校 4 箇所、社会教育 5 箇所、社会福祉 2 箇所、その他 30 箇所、被害総額 892,520 千円

表 2.1-2 平成 30 年北海道胆振東部地震の概要および建物・人的被害  
 (出典: 平成 30 年胆振東部地震による被害状況等(令和 5 年 8 月 1 日時点) 北海道)

発生日時	平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時 7 分		平成 31 年 2 月 21 日午後 9 時 22 分
震源地	胆振地方中東部 (北緯 42.7 度、東経 142.0 度、深さ 37 km)		胆振地方中東部 (北緯 42.8 度、東経 142.0 度、深さ 33 km)
地震の規模	マグニチュード 6.7		マグニチュード 5.8
観測震度	震度 7		震度 6 弱
建物被害	全壊	住 家: 厚真町 235 棟 / 道内 491 棟 非住家: 厚真町 688 棟 / 道内 1,217 棟	—
	半壊	住 家: 厚真町 337 棟 / 道内 1,818 棟 非住家: 厚真町 669 棟 / 道内 1,389 棟	—
	一部損壊	住 家: 厚真町 1,104 棟 / 道内 47,115 棟 非住家: 厚真町 816 棟 / 道内 4,081 棟	—
人的被害	死者	厚真町 37 人 / 道内 44 人*	—
	重傷	厚真町なし / 道内 51 人	—
	中等傷	厚真町なし / 道内 8 人	—
	軽傷	厚真町 61 人 / 道内 726 人	厚真町 1 人 / 道内 6 人

\* 災害関連死、厚真町1人、道内3人を含む

表 2.1-3 公共土木施設、ライフライン、農林業の被害状況（平成 30 年度）

(出典：厚真町・安平町・むかわ町平成 30 年北海道胆振東部地震記録誌（令和 3 年 3 月）  
厚真町・安平町・むかわ町北海道胆振東部地震記録誌作成委員会)

	主な被害状況		復旧状況	
道路	国道	通行止めなし		
	高規格道路	路面破損(規制期間 9 月 6 日～8 日)	沼ノ端 IC～鶴川 IC、9 月 8 日までに復旧	
	道道	土砂崩れ等 4 路線 (規制期間 9 月 6 日～11 月 8 日) 橋梁破損 2 路線 (規制期間 9 月 6 日～11 月 13 日)	11 月 13 日までに通行止め解除	
	町道	土砂崩れ等 25 路線 (規制期間 9 月 6 日～28 日)	土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域の 5 路線を除き、9 月 28 日までに応急復旧を完了	
鉄道	JR 日高本線 (苫小牧～鶴川)	軌道変移・橋梁ずれ (運行休止期間 9 月 6 日～11 月 18 日)	11 月 18 日までに復旧工事完了。 11 月 19 日から徐行運転により運行再開	
電気	全域で停電		土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、9 月 8 日までに停電解消	
水道	富里浄水場の損壊、水道管の破損による断水 (計 1,941 戸)		新町浄水場 9 月 11 日から再稼働。12 日から水道管の漏水調査および復旧工事実施。土砂崩れなどで立ち入りが困難な地区を除き、10 月 9 日までに断水を解消	
	厚真地区	1,188 戸 (9 月 6 日～10 月 9 日)		
	上厚真地区	753 戸 (9 月 6 日～9 月 24 日)		
	※平成 31 年 2 月 21 日(震度 6 弱)による断水			
地域情報	厚真地区	111 戸 (2 月 21 日～23 日)	土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、12 月 28 日までに復旧	
	土砂崩れによる光通信ケーブル断線 あつまネットおよびテレビ共聴施設の不通			
	あつまネット	29 戸 (9 月 6 日～12 月 28 日)		
	テレビ共聴施設	62 戸 (9 月 6 日～12 月 28 日)		
農業	土砂堆積、用水路等の破損が多数発生 水稻や畑作物、ハスカップなどの作物にも被害		各種補助事業等を活用し復旧対応を実施	
	農地	94 箇所 154.7ha		
	農業用施設	69 箇所		
	農業機械・施設	183 箇所		
	共同利用施設	8 箇所		
	国営勇払東部地区かんがい排水事業	厚真ダム 頭首工 1 箇所、揚水機 1 箇所、導水路 18.2 km		
林業	大規模な山腹崩壊等により林地、林道の破損などが発生		林道については国事業の実施。森林については適切な再生方法を検討	
	林道	3 路線 ※国の災害復旧事業該当箇所		
	森林	3,230ha		

## 第2節 人口・産業

### (1) 人口・世帯数の推移

本町の総人口は昭和 33 年（1958 年）にピークを迎えた後、出生数の低下などにより減少傾向が続いており、令和 2 年（2020 年）国勢調査時点での人口は 4,432 人となっています（図 2.2-1）。世帯数は、昭和 25 年（1950 年）以降増減を繰り返しており、単身世帯の増加などによって人口に対する世帯数も増加しつつあります。

また、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）が減少する一方で老人人口（65 歳以上）は増加しており、令和 2 年（2020 年）国勢調査時の老人人口の割合（高齢化率）は 36.5% にのぼっていることから、高齢化をふまえた災害対策が求められています（図 2.2-2）。

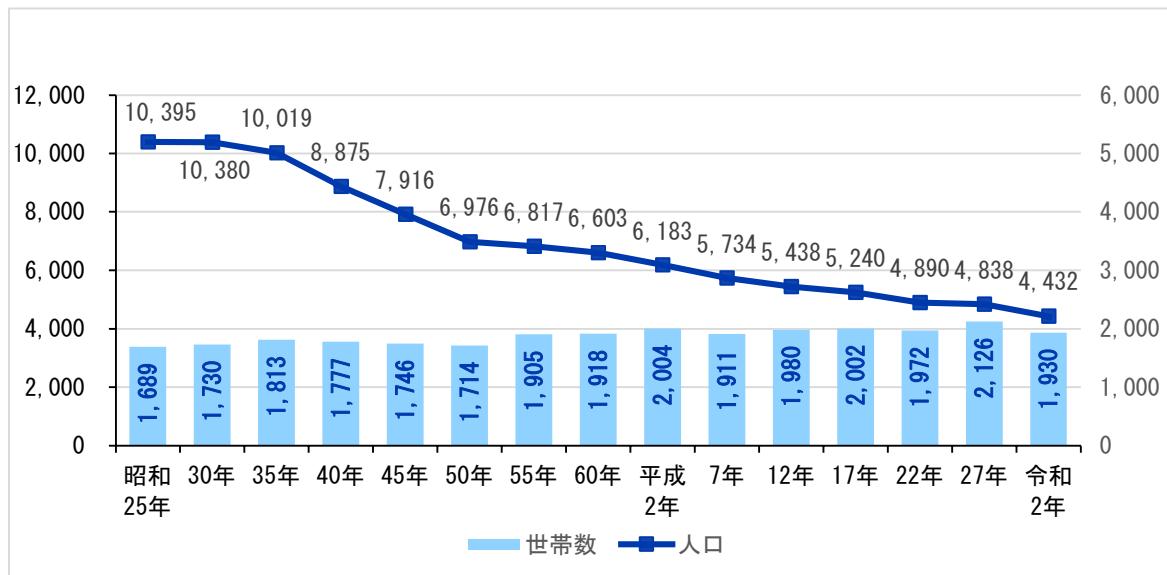


図 2.2-1 人口・世帯数の推移（出典：国勢調査（昭和 25 年ほか）をもとに作成）

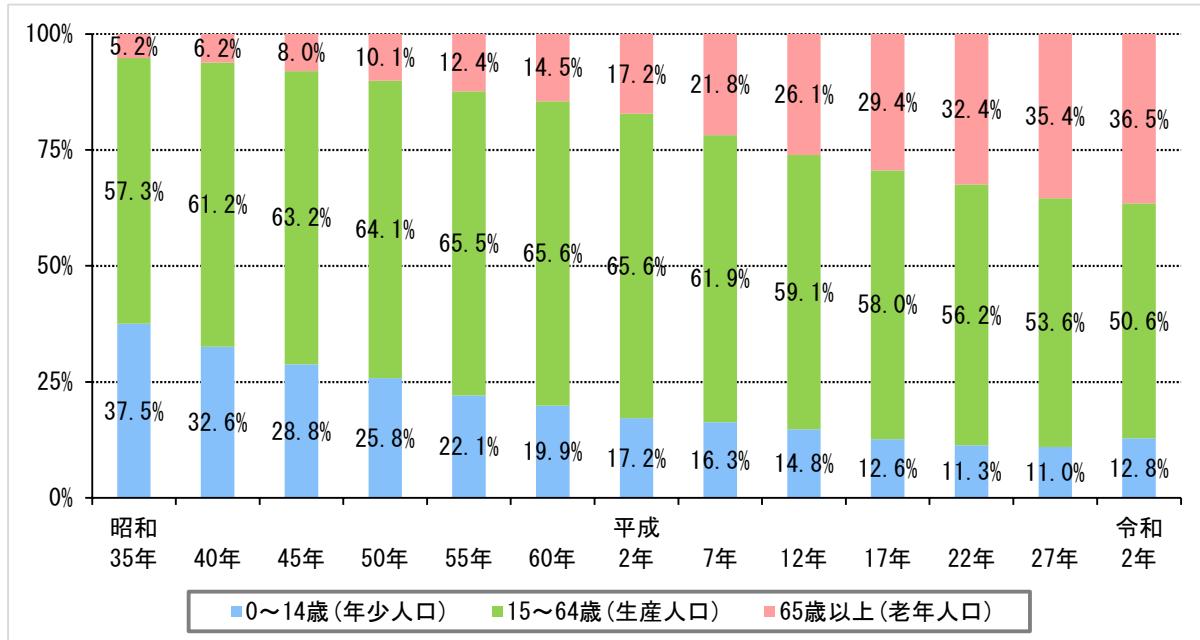


図 2.2-2 年齢階級別人口割合の推移（出典：国勢調査（昭和 35 年ほか）をもとに作成）

## (2) 滞在人口

### ① サーフィン関係者

浜厚真海浜公園付近におけるサーファーなどの海岸利用者は、例年 6 月から 8 月の午前 10 時台に最も多くなります。携帯基地局では令和 4 年 7 月 17 日には午前 10 時・11 時台に約 180 人の滞在が記録されており、夏の週末は午前中を中心に 100 人を超える滞在者が見られることがあります。また、夏以外の季節でも日中は数名の滞在者がいることが確認されています。その一方で、冬季におけるサーフィン等海岸利用者を念頭に置いた災害対策も必要です。

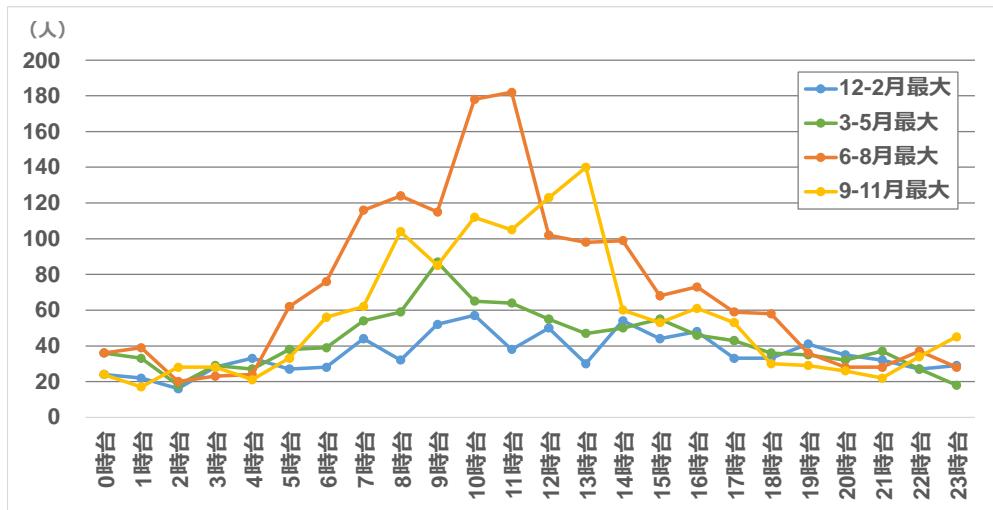


図 2.2-3 浜厚真海浜公園周辺の季節・時間帯別最大滞在人口（出典：携帯基地局データ）

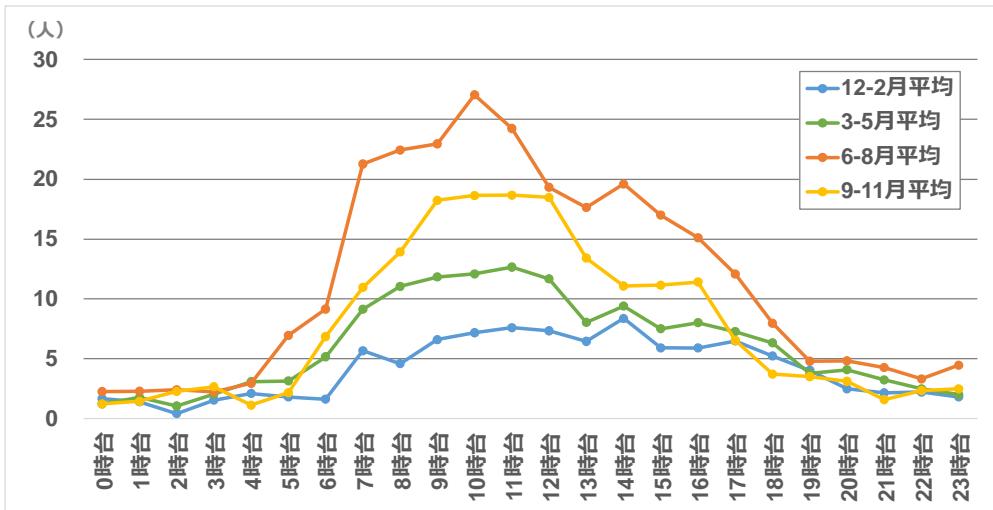


図 2.2-4 浜厚真海浜公園周辺の季節・時間帯別平均滞在人口（出典：携帯基地局データ）

## ② フェリー利用者

苫小牧港東港区では、現在、以下のスケジュールでフェリーが発着しており、各便の利用者は、フェリー1隻あたり最大約850人にのぼっています。

表2.2-1 フェリーの運航スケジュール  
(出典:新日本海フェリーウェブサイト(令和6年2月現在))

航路	運航日	苫小牧東港の発着時間
敦賀発～苫小牧東港着（直行便）	毎日	20:30 着
苫小牧東港発～敦賀着（直行便）	毎日	23:30 発
敦賀発～苫小牧東港着（新潟～秋田経由）	月曜*	16:45 着
苫小牧東港発～敦賀着（秋田～新潟経由）	土曜	19:30 発
新潟発～苫小牧東港着（秋田経由）	月曜～土曜*	16:45 着
苫小牧東港発～新潟着（秋田経由）	月曜～土曜	19:30 発
秋田発～苫小牧東港着	火曜～日曜	16:45 着
苫小牧東港発～秋田着	月曜～土曜	19:30 発

\* 苫小牧東港着は、運行日翌日  
注: 2024年2月～5月の代表的な運航スケジュール

## ③ サッカー場利用者

浜厚真野原公園サッカー場は、例年4月から11月までの毎週、道内の高校や少年サッカークラブなどが練習試合や道内外のリーグ戦、そしてユース大会などに利用しています。近年は利用日数が増加傾向にあり、令和4年度の利用実績では、のべ84日間で328チーム、選手17,569人、観戦者約620人が利用しました。特に令和4年7月に開催されたU16ユース大会では、4日間でスタッフ・選手合計3,952人が利用し、8月のU18ユース大会でも、2日間でスタッフ・選手合計3,636人が利用しました。これらの結果から、1日あたりの出場者、来場者は1,800人に及ぶことが確認されました。

表2.2-2 浜厚真野原公園サッカー場の利用者数  
(出典:2022年度浜厚真野原公園サッカー場利用状況)

種別	H30	R1	R2	R3	R4
延日数	25	16	35	53	84
延チーム数	204	221	193	321	328
延利用者数	4,095	3,940	5,615	8,015	17,569
延観戦者概数	20,100	9,000	80	250	620

### (3) 産業

令和2年国勢調査結果では、本町は近隣の自治体に比べて農業を中心とする第1次産業従事者の割合が高いことが示されています（図2.2-5）。第1次産業の従事者は減少傾向にあるものの、津波浸水想定区域内においても農業や水産業などが営まれています。そのため、命と暮らしを守るために、従事者の避難と事業の継続という両方の視点に立った対策が求められています。



※（ ）の値は、第1次産業における農業就業者割合を示す。

図2.2-5 産業別就業者割合（出典：国勢調査（令和2年）をもとに作成）

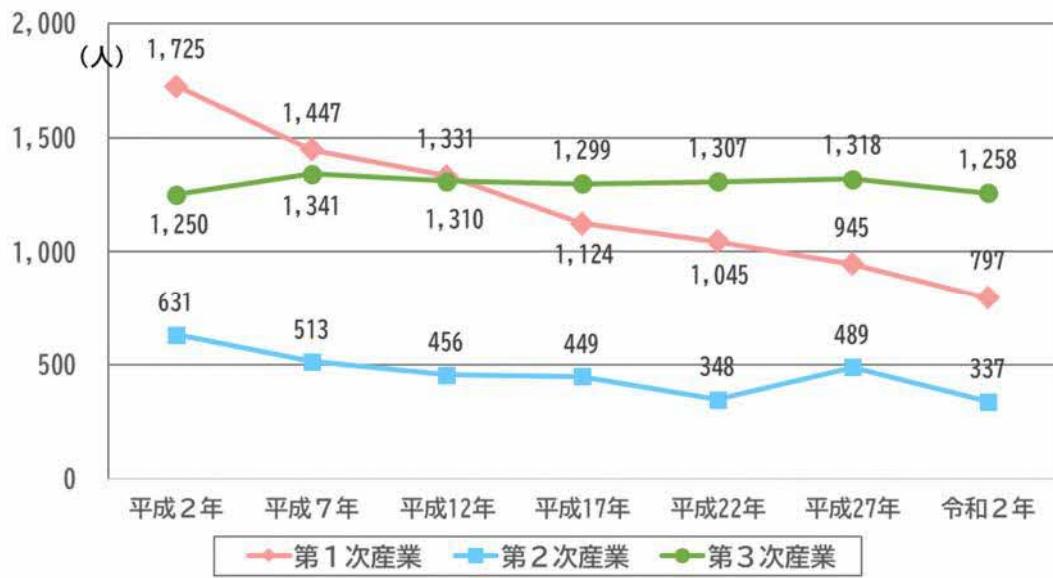


図2.2-6 産業別就業者数の推移（出典：国勢調査（平成2年ほか）をもとに作成）

### 第3節 土地利用・交通

#### (1) 土地利用

##### ① 津波による浸水が想定される厚南地区

本町は、町域の南部が都市計画区域に指定されており、津波浸水想定区域を含む厚南地区は、工業系用途地域や農村集落・農用地が多くを占めています。

沿岸部には住宅が点在しているほか、サーファーが多く訪れる浜厚真海浜公園、サッカー場を有する浜厚真野原公園など、町民以外の利用も見込まれる施設も立地しています。さらに、本町と町外をつなぐ国道や厚真 IC、JR 浜厚真駅、フェリーターミナルといった広域的な交通施設が集中しています。

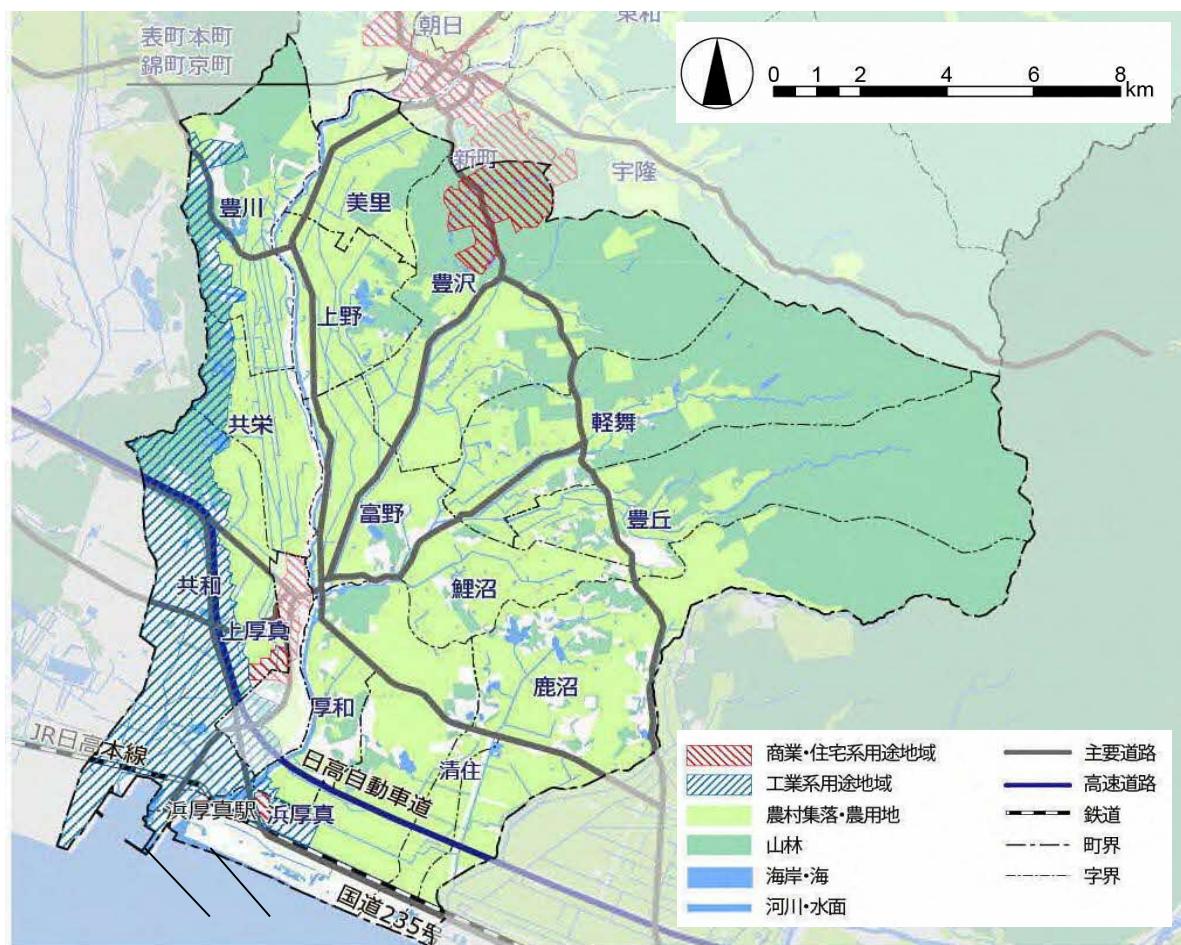


図 2.3-1 厚南地区の土地利用（図は一部の厚真地区も収録）

（出典：厚真町第4次厚真町総合計画改訂版（令和3年6月）厚真町をもとに作成）

##### ② 津波浸水想定区域外の厚真地区および北部地区

町内の市街化区域のうち、土地区画整理事業で整備されている表町地区や上厚真地区、ルーラルビレッジやフォーラムビレッジなどにおいては、良好な居住環境が形成されています。しかし、一部の区域では、事務所や工場などの施設と住宅施設が混在している地区が見受けられるほか、商業地内の空き地などが点在し、土地の有効活用が求められています。また、市街化を促進すべき地域内に大規模農地があるなど、適切な土地利用を考慮した計画づくりが求められています。

また、厚真町の市街化調整区域は、北部は森林、中部から南部にかけては水田を中心とした農地が広がり、良好な自然環境を創出しています。

これまでほ場※整備が継続して行われ、厚真町らしい田園部の環境が守られていますが、厚真町の第一次産業の中核をなす農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増しています。

都市計画区域の北部に広がる山間地や丘陵地域では、平成30年北海道胆振東部地震で大規模な山腹崩壊が発生し、林道の復旧や森林の再生と林業の復興が図られています。さらに、厚幌ダム・厚真ダム周辺のエリアは、ダムを中心とした自然環境などを活用した交流拠点のひとつとして位置づけられています。

※ ほ場：農作物を栽培するための場所（水田・畑）

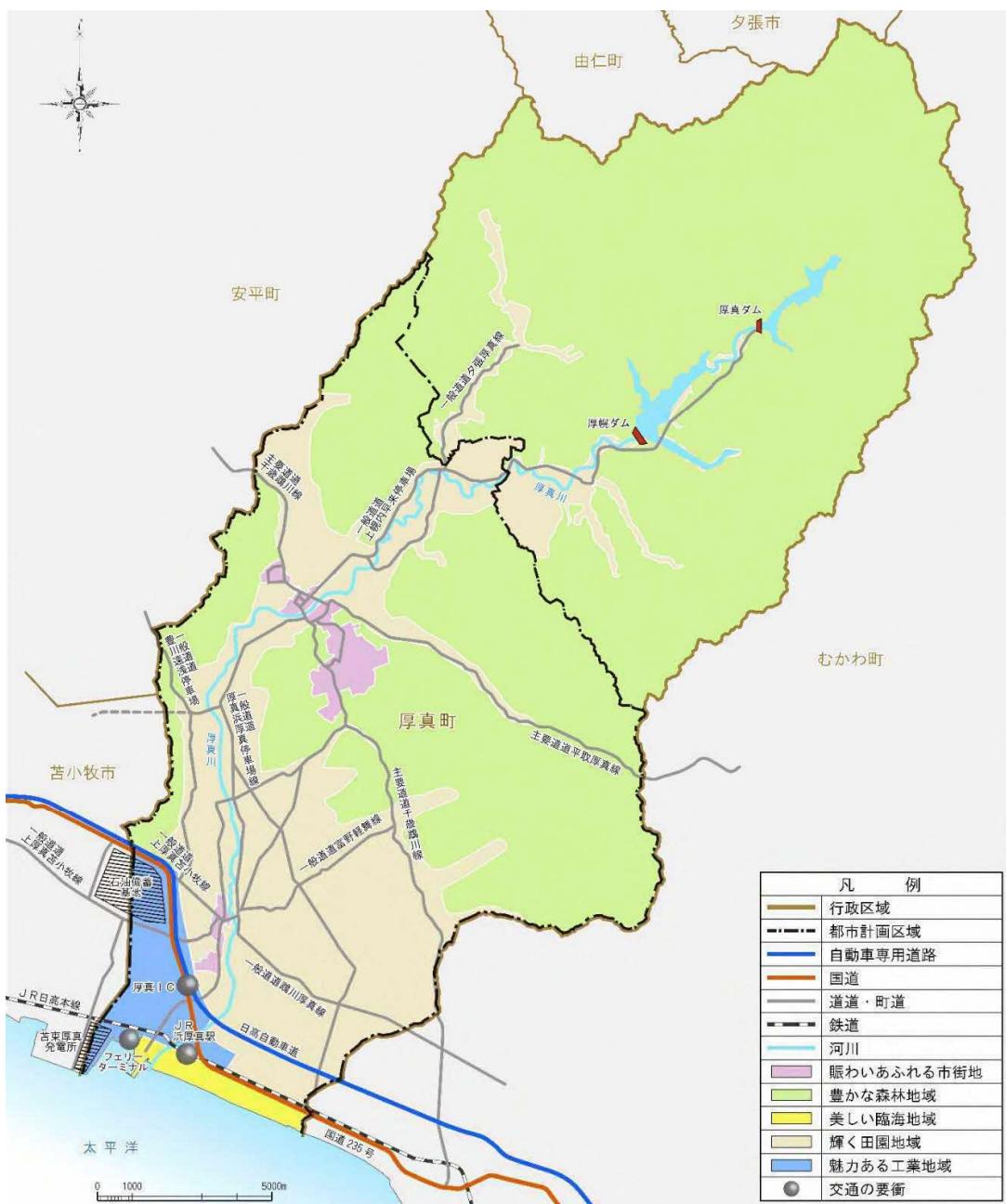


図 2.3-2 厚真市街地、上厚真市街地および北部地区の土地利用（図は一部の厚南地域も収録）

（出典：厚真町第4次厚真町総合計画改訂版（令和3年6月）厚真町）

## (2) 交通

本町沿岸部には JR 日高本線が東西に通っており、町内には浜厚真野原公園サッカー場や浜厚真海浜公園にアクセス可能な浜厚真駅があります。また、苫小牧港東港区にはフェリーターミナルがあり、交通の要衝が集中しています。

自動車道については、日高自動車道が町の東西を貫いており、厚真 IC からアクセスすることができます。なお、日高自動車道の一部には、津波避難に係る指定緊急避難場所が整備されています。また、沿岸部を結ぶ国道 235 号のほか、周辺市町をつなぐ一般道道上厚真苫小牧線や主要道道千歳鶴川線、主要道道平取厚真線なども重要な幹線道路です。特に日高自動車道および国道 235 号、主要道道千歳鶴川線は、緊急輸送道路※に指定されています。

津波避難に際しては津波浸水想定区域外への避難路が不可欠ですが、該当する道路は一般道道厚真浜厚真停車場線など、ごく限られているという課題があります。

※ 緊急輸送道路とは、阪神・淡路大震災での教訓を踏まえて、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に行うために指定された路線です。高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点を相互に連絡するための道路が含まれています。北海道においては、平成 8 年度に北海道緊急輸送道路ネットワーク計画が策定され、その後適宜更新されています。

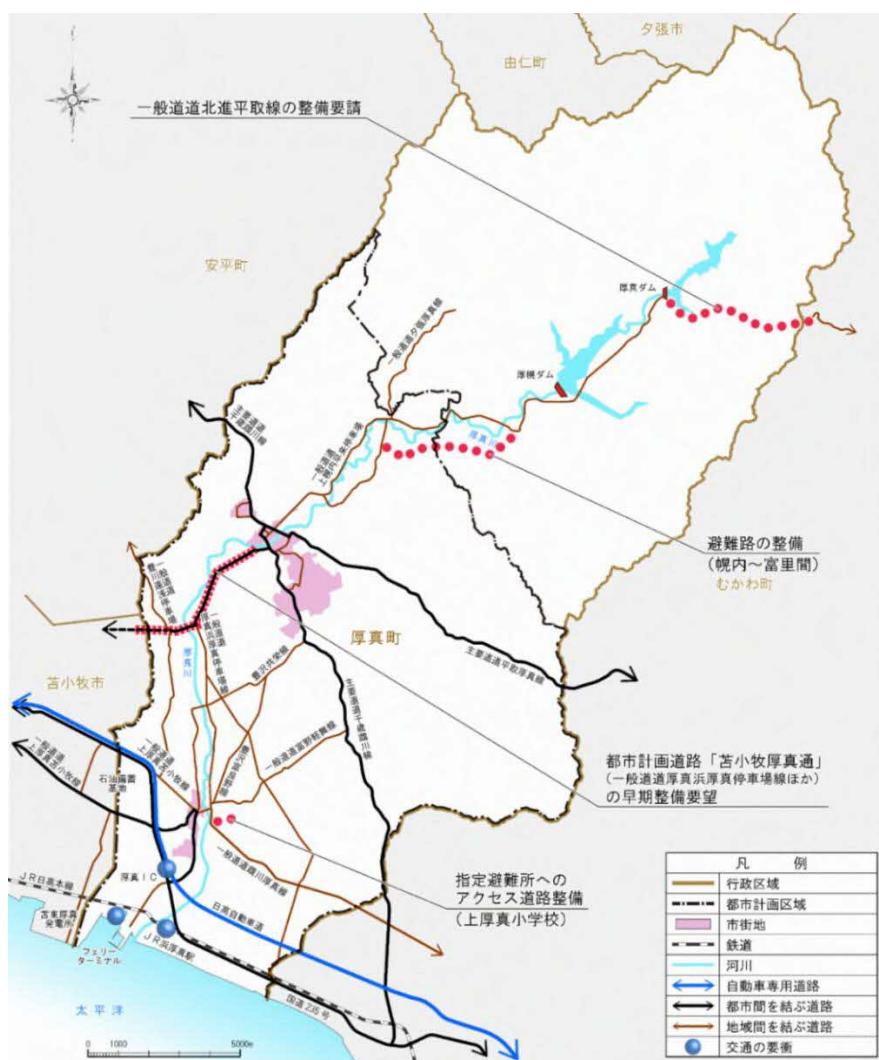


図 2.3-2 厚南地域の交通網  
(出典 : 厚真町第 4 次厚真町総合計画改訂版 (令和 3 年 6 月) 厚真町)

#### 第4節 町がこれまで実施してきた地震・津波防災施策

本町における地震・津波防災施策として、指定緊急避難場所や看板の設置、計画策定や普及啓発に加えて各種訓練を実施してきました。指定緊急避難場所については、高規格道路における津波指定緊急避難場所の設置を進めてきました。看板については、住民や来訪者に津波避難の必要性を周知するため、津波ハザードマップ看板を設置してきました（表 2.4-1）。また、津波避難計画策定を進めてきたほか、ハザードマップの作成・更新と各種説明会の実施に加えて、自主防災組織の結成を推進してきました（表 2.4-2）。さらに、様々な種別の防災訓練を実施してきました（表 2.4-3）。

表 2.4-1 津波防災に関するこれまでの取組状況（指定緊急避難場所設置、看板設置）

No.	項目	実施時期	概要
1	高規格道路の津波指定緊急避難場所の設置	H25. 3 R4. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年 3 月 22 日、国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部と「津波緊急避難における日高自動車道の区域の一時使用に関する協定書」を締結し、「高規格道路 22KP 旋回場」として指定緊急避難場所に指定</li> <li>上記、避難場所に加え、「高規格道路 24KP 避難場所」を追加して、令和 4 年 3 月 28 日、協定書を修正・再締結して、「高規格道路 22KP 避難場所」および「高規格道路 24KP 避難場所」の 2 力所を指定緊急避難場所に指定</li> </ul>
2	津波ハザードマップ看板の設置	R4. 4	厚真ライオンズクラブより寄贈
3	海拔標示看板の設置		平成 24 年～平成 25 年に設置
4	避難所看板立て替え	R4. 10	災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098) 避難路を照らす街灯の設置

表 2.4-2 津波防災に関するこれまでの取組状況（計画策定、普及啓発）

No.	項目	実施時期	概要
1	厚真町津波避難計画	H25. 12 R4. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚真町津波避難計画を策定（平成 25 年 12 月 10 日）</li> <li>厚真町津波避難計画を改訂（令和 4 年 2 月 27 日）</li> </ul>
2	ハザードマップの作成	H25. 1 R4. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 6 月北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測図に基づき、平成 25 年 1 月、厚真町津波ハザードマップ（初版）作成・配布</li> <li>令和 3 年 7 月の北海道による太平洋沿岸の津波浸水想定公表、令和 4 年 1 月の津波災害警戒区域指定に基づき、令和 4 年 4 月、厚真町津波ハザードマップ（L2）刷新・配布</li> </ul>
3	住民への津波に関する説明会等	H25. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記ハザードマップ初版作成、刷新時に、住民説明会を開催</li> </ul>
4	津波に係る防災訓練	H23～	(後述のとおり実施※1)
5	その他	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災への取組（自主防災組織の設立・避難計画等の作成支援）※設立、作成依頼など支援継続中</li> </ul>

表 2.4-3 厚真町における津波に係る防災訓練実施状況

年度	開催年月日	訓練種別	訓練内容	対象
H23	23. 12. 6	総合訓練	・災害対策本部図上訓練 ・避難訓練、避難所運営訓練等	町職員・町民
H24	25. 2. 27 25. 2. 28	防災図上訓練	・災害対策本部図上訓練	町職員
H25	25. 10. 31	避難救出訓練	・津波避難訓練（高規格道路緊急退避場避難）	町職員・町民
H26	26. 8. 8	避難救出訓練	・避難所の開設訓練等	町職員
H27	28. 1	避難救出訓練	・避難所の開設訓練等	町職員・町民
H28	28. 11. 30	避難救出訓練	・自治会避難訓練、炊き出し訓練等	町職員・町民
H29	29. 11. 5	避難救出訓練	・津波避難訓練（内閣府主催・町共催）	町職員・町民
R3	3. 11. 27	防災図上訓練	・災害対策本部図上訓練	町職員
R4	4. 7. 23(図上訓練) 4. 8. 7(実動訓練)	総合防災訓練	・災害対策本部図上訓練 ・住民避難訓練等	町職員・町民
R5	5. 7. 30	防災図上訓練	・災害対策本部図上訓練	町職員

## 第3章 津波防災地域づくりの課題

本章では、津波防災地域づくりの課題を示します。

### 第1節 津波の浸水深と想定される被害

#### (1) 津波の浸水深と津波被害の関係

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議）が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）追加資料」（平成24年8月）から、陸域の津波の浸水深と被害の関係を表3.1-1のように示します。

陸域における浸水深が0.3mを超えると津波からの避難行動が困難になり、1m以上では、津波に巻き込まれるとほとんどの人が命を落とします。また、浸水深が2mを超えると木造家屋の半数が全壊となる割合が大幅に増加し、3m以上でほとんどの建物が全壊します。

これらのことから、浸水深にかかわらず、津波の発生が予測される場合は一刻も早く浸水予測地域から離れるなど、安全を確保することが求められます。

表3.1-1 津波の浸水深と津波被害の関係

（出典：「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）追加資料」（平成24年8月）をもとに作成）

浸水深	被害等の状況
0.3m以上	避難行動がとれなく（動くことができなく）なる
1m以上	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が命を落とす
2m以上	木造家屋の半数が全壊する（注：3m以上でほとんどが全壊する）
5m以上	2階建ての建物（或いは2階部分までが）が水没する
10m以上	3階建ての建物（或いは3階部分までが）が完全に水没する

## (2) L1とL2津波

平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月）において、新たな津波対策の考え方を示しました。

その中では、発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（いわゆる「L1津波」と、発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（いわゆる「L2津波」という2つのレベルの津波を想定し、津波対策を構築していく必要があると提言しています。表3.1-1に示すように、L1津波では、人命保護に加えて住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を基本として対策を進めることと、L2津波では、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立することが求められています。

本計画では、厚真町に最大クラスの津波（L2津波）をもたらすと想定されている地震を対象とした津波対策の検討を進めています。

表3.1-1 想定すべき津波レベルと対策に係る基本的な考え方

（出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 第2回会合資料「今後の海岸堤防等の整備について」（国土交通省水管理・国土保全局海岸室 平成12年）、国土交通白書（国土交通省、平成24年）をもとに作成）

レベル	発生頻度	基本的考え方	対策例
レベル1 (L1)	概ね数十年から 百数十年に1回 程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人命保護</li><li>・ 住民財産の保護</li><li>・ 地域経済の安定化</li><li>・ 効率的な生産拠点の確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海岸保全施設等の整備 (ハード対策)</li></ul>
レベル2 (L2)	概ね数百年から 千年に1回程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被害の最小化を主眼とする 「減災」の考え方</li><li>・ 津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、避難することを中心とする ソフト対策を重視</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海岸保全施設等のハード 対策</li><li>・ ハザードマップの整備</li></ul>

### (3) 地震・津波による被害想定

本計画における地震・津波による被害想定は、北海道が令和3年7月に公表した津波浸水想定（太平洋沿岸（羅臼町～福島町）に関する公表資料および、令和4年7月と同年12月に公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」に基づいています。なお、日本海溝モデルと千島海溝モデル（図3.1-2）の想定を比較し、地震の最大震度や液状化の影響は千島海溝モデル、津波の影響は日本海溝モデル、建物・人的被害等については千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合の想定を用いて検討を進めています。

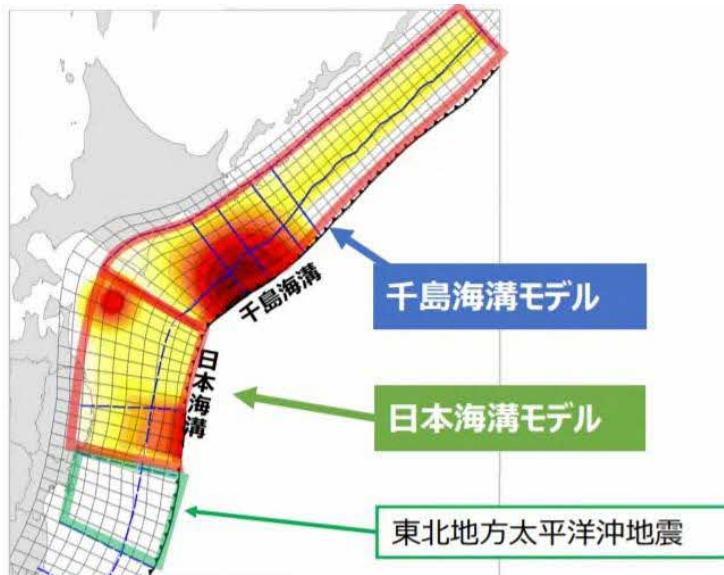


図3.1-2 想定する地震動

（出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（令和4年7月）北海道）

地震予測については、図3.1-3で示すとおり、千島海溝モデルの地震で最大震度6弱が想定されています。この地震では、液状化による被害も予測されています（図3.1-4）。「津波浸水想定区域図」（北海道、令和3年7月）の想定では、本町は広範囲に浸水し、深いところでは5m～10m未満に及ぶことが示されています（図3.1-5）。

また、北海道は令和4年7月と12月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定（市町村別）」で地震・津波災害による建物被害・人的被害、避難者数等について公表しました。これらの予測は時期・時間帯（表3.1-2）や避難行動の違い（表3.1-3）別に示されています。本町については、表3.1-4で示すように、建物被害は季節・時間帯にかかわらず、液状化によるものが30棟、津波によるものが180棟と予測されています。早期避難率が低い場合の人的被害は、夏の昼に30人、冬の夕方と深夜では20人であると予測されています。さらに、冬季の深夜においては、災害関連死に至る恐れのある低体温症要対処者が10人にのぼるという予測がされています。そして、冬季の夕方で避難者数は最大340人（発生直後）、要配慮者数が40人にのぼるという予測がなされています（表3.1-5、表3.1-6）。

そのほか、医療やライフラインについても様々な影響が予測されています（表3.1-7～表3.1-12）

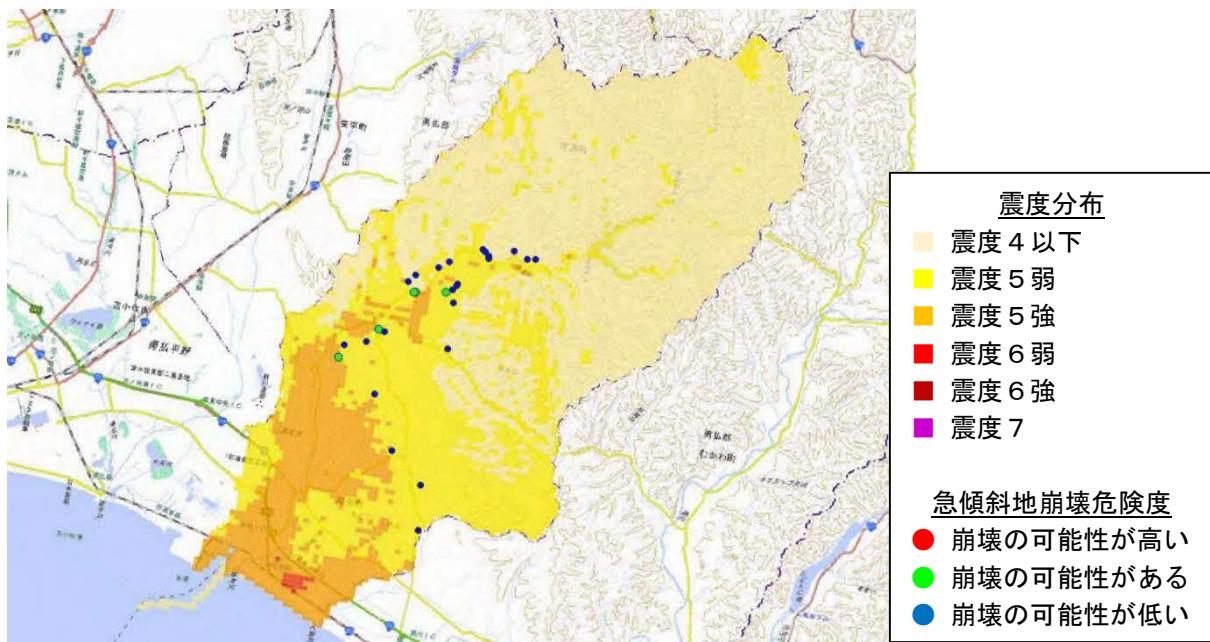


図3.1-3 想定震度分布（千島海溝モデル）

（出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定（令和4年7月）北海道）

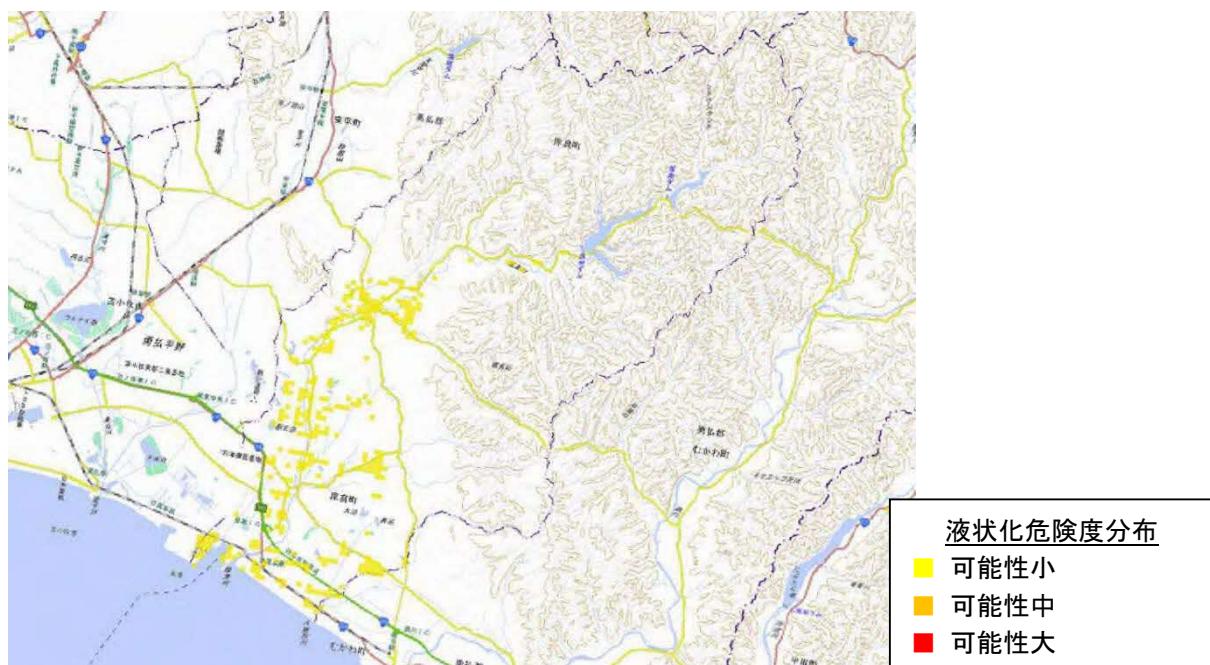


図3.1-4 液状化危険度分布（千島海溝モデル）

（出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定（令和4年7月）北海道）

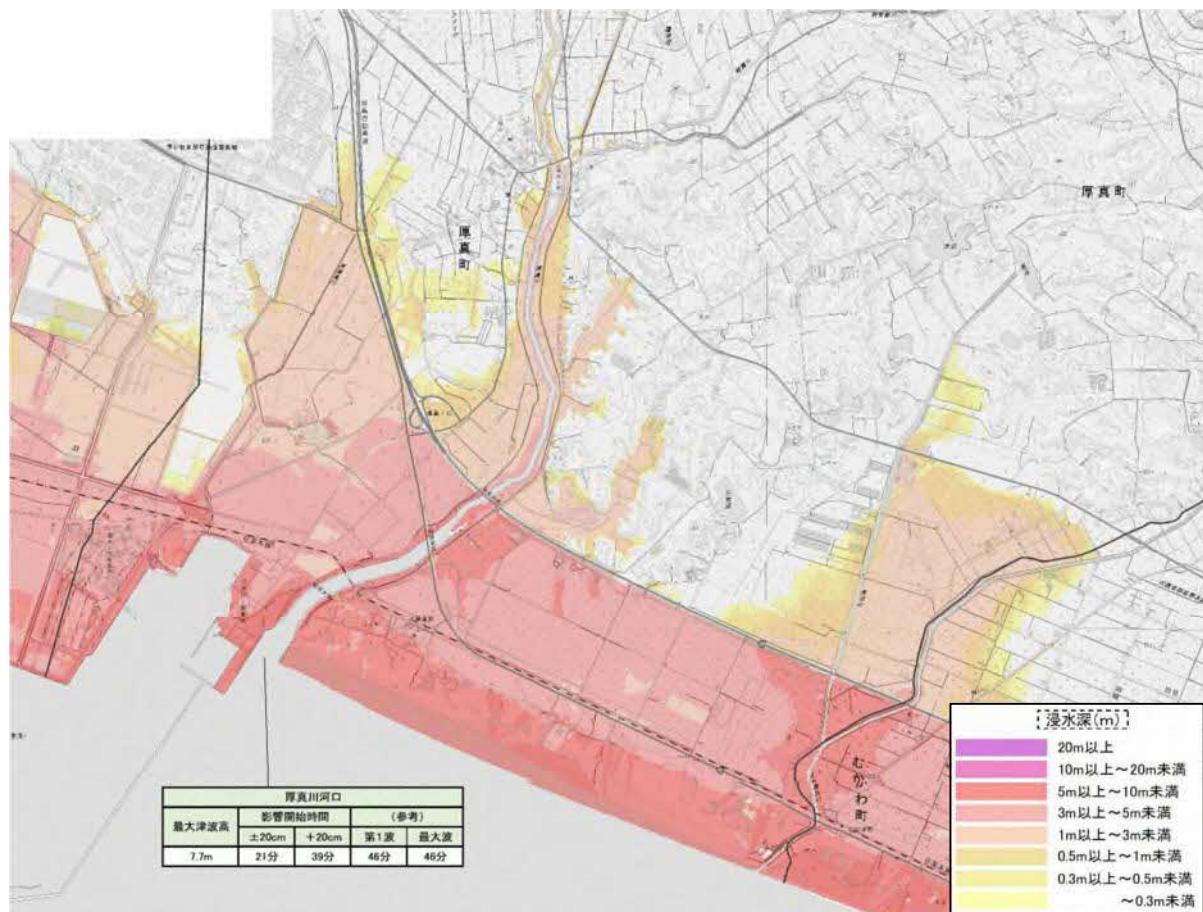


図3.1-5 津波浸水想定区域  
(出典：津波浸水想定区域図（令和3年7月）北海道をもとに作成)

表 3.1-2 被害想定の時期・時間帯

時期・時間帯	条件等
夏・昼	木造建物内の滞留人口が1日の中で少ない時間帯であるため、建物倒壊等による人的被害が少なくなると想定されるほか、積雪・凍結等の心配がなく、明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能となる時期・時間帯ただし、沿岸部には多くのサーフィン等の利用者がいる時期・時間帯
冬・夕	火気使用が最も多い時間帯であるため、地震に伴う出火・延焼による被害が想定されるほか、積雪・凍結により避難速度が低下するため、津波による被害が多くなる時期・時間帯
冬・深夜	多くの人が自宅で就寝中の時間帯であるため、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため、避難が遅れ、津波による被害が多くなる時間・時間帯

表 3.1-3 避難行動の違い

避難行動	避難する		切迫避難・ 避難しない
	直ちに避難	用事後避難	
【早期避難率高+呼びかけ】 早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われた場合	70%	30%	0%
【早期避難率低】 早期避難者比率が低い場合	20%	50%	30%
避難開始時間 (昼)	夏 5 分	冬 7 分	夏 15 分
" (夜)	夏 10 分	冬 12 分	夏 20 分
			冬 22 分

※ 用事後避難とは、搖れが収まってもすぐに避難せず、何らかの行動を終えて避難すること、切迫避難とは、搖れが収まってもすぐに避難せず、何らかの行動をしているうちに津波が迫ってきて避難することを指します。

※ 早期避難率が高いとは、直ちに避難する人の割合が高いこと、早期避難率が低いとは用事後避難や切迫避難、避難しない人の割合が高いことを指します。

表 3.1-4 厚真町の被害想定（建物被害・人的被害）

被害項目		夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物被害	揺れ	—	—	—
	液状化	30 棟	30 棟	30 棟
	津波	180 棟	180 棟	180 棟
	急傾斜地崩壊	—	—	—
	地震火災	—	—	—
	合計	210 棟	210 棟	210 棟
人的被害	建物倒壊	—	—	—
	死者数 津波（早期避難率高+呼びかけ）	20 人	10 人	10 人
	津波（早期避難率低）	30 人	20 人	20 人
	急傾斜地崩壊	—	—	—
	地震火災	—	—	—
	負傷者数 避難意識高+呼びかけ	—	—	—
	避難意識低	—	—	—
	要救助者数	—	—	—

表 3.1-5 厚真町における避難者数（想定）

被害項目	避難者数（冬・夕）		
	直後	1 日後	2 日後
避難者総数	340 人	240 人	240 人
(うち) 避難所避難者数	220 人	160 人	160 人
津波による避難者		40 人	

※ 避難所避難者とは、全ての避難者のうち、在宅避難や親族・知人宅等への避難者、疎開避難者などを除き、指定避難所に避難する人を指します。

表 3.1-6 厚真町における要配慮者数（想定）

要配慮者	要配慮者数（冬・夕）	要配慮者	要配慮者数（冬・夕）
65 歳以上の高齢単身者	10 人	要介護認定者	10 人
5 歳未満乳幼児	10 人	難病患者	—
身体障がい者	10 人	妊産婦	—
知的障がい者	—	外国人	—
精神障がい者	—	合計	40 人

表 3.1-7 東胆振二次医療圏における医療機能（想定）

二次 医療圏	医療機能（医師対応力不足数）				
	道内で融通した場合		二次医療圏で融通した場合		合計
	入院対応	外来対応	入院対応	外来対応	
東胆振	2,700 人 (道内全体)	—	5,300 人	700 人	6,000 人

※ 二次医療圏とは、北海道が関係機関等の意見を踏まえ、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するよう設定した区域で、厚真町が含まれる東胆振二次医療圏には、厚真町のほか、苦小牧市、白老町、安平町、むかわ町が含まれます。

表 3.1-8 厚真町における被害道路・橋梁被害（箇所）（想定）

区分	被害箇所数		
	津波浸水域内	津波浸水域外	合計
道路被害	20 人	10 人	30 人

※ 橋梁被害はなし。

表 3.1-9 厚真町における上水道・下水道利用困難人数（人）（想定）

区分	上水道断水人口			下水道支障人口
	直後	1 日後	2 日後	直後
支障人数	760 人	440 人	420 人	20 人

表 3.1-10 厚真町における上水道復旧予測日数（日）（想定）

区分	冬以外		冬	
	被災市町村の 作業人員の 1/4 で復旧	被災市町村の 1/4 に加え、4 日目から 被災なし 市町村の作業人員 が復旧支援	被災市町村の 作業人員の 1/4 で復旧	被災市町村の 1/4 に加え、4 日目から 被災なし 市町村の作業人員 が復旧支援
胆振総合 振興局	1 日程度	1 日程度	3 日程度	3 日程度

表 3.1-11 厚真町における下水道復旧予測日数（日）（想定）

区分	復旧日数（作業員 1/4）	復旧日数（作業員 1/2）
厚真町	1 週間程度	3 日程度

表 3.1-12 厚真町における停電軒数（軒）（想定）

区分	停電軒数				
	直後	1 日後	2 日後	3 日後	1 週間後
厚真町	60 軒				

## 第2節 地区別の課題

本町の津波災害のリスクが高い地域の課題について、住民懇談会等で出された意見をふまえて以下のように整理しました。

### (1) 浜厚真地区

表 3.2-1 浜厚真地区住民の意見に基づく津波防災上の課題

テーマ	地区の津波防災上の課題
防災教育・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所・避難経路がわかる看板を充実させる必要がある</li> <li>日高自動車道内の指定緊急避難場所やその利用方法を普及する必要がある</li> <li>町外から訪れたサーファーやサッカー場利用者などに津波の危険や浸水予測、避難経路や避難場所等に関する情報などをあらかじめ伝える必要がある</li> <li>特にサーフィン等海岸利用者については、避難時間を十分確保するための普及啓発が求められる</li> <li>地域内で自動車避難と徒歩避難の対象者や避難のルールを定め、共有しておく必要がある</li> </ul>
要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車を運転できない住民等の避難手段を確保する必要がある</li> </ul>
地震対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋や車庫などの耐震化が必要である</li> </ul>
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>スピーカーなどの情報伝達手段を充実させる必要がある</li> <li>海中・海上にいる人に確実に情報を伝達する手段が必要である</li> </ul>
避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗い夜道では避難が困難であり、照明が必要である</li> <li>冬季の避難は夏季よりも時間を要する</li> <li>地震の揺れや液状化により、道路に段差や噴砂などが発生し、車両の通行に支障が出る可能性がある</li> <li>津波の遡上を考慮すると、現在の避難路である厚真川左岸の道路（（町道）富野浜厚真線）以外の避難経路も必要である</li> <li>避難時に踏切が降りていた場合、線路を横断できない恐れがある</li> <li>海岸やサッカー場などの利用者が多い時期には、自動車避難による交通渋滞が発生する可能性がある</li> </ul>
避難場所・避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーフィン等海岸利用者やサッカー場利用者が安全に避難できる環境を整える必要がある</li> <li>海岸の自然環境の保護と両立した避難施設が求められる</li> </ul>
地域特有の課題 (危険物等の流出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材や船舶、車両など津波火災につながりかねないものが沿岸部にある</li> </ul>

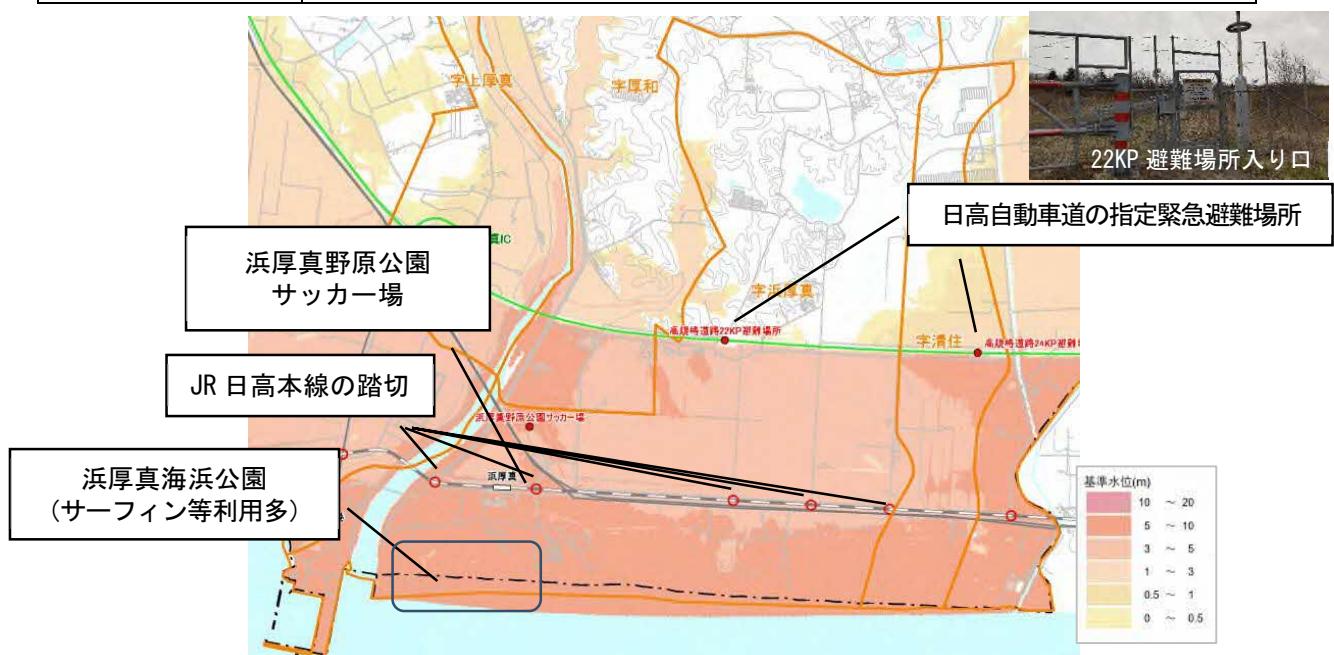


図 3.2-1 浜厚真地区の課題に関わる施設・設備

## (2) 鹿沼地区

表 3. 2-2 鹿沼地区住民の意見に基づく津波防災上の課題

テーマ	地区の津波防災上の課題
防災教育・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>日高自動車道に指定緊急避難場所があることやその利用方法を普及する必要がある</li> </ul>
要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に際し支援が必要な方（避難行動要支援者）を把握し、いざというときに避難支援を行うことができるよう体制づくりが必要である</li> </ul>
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な情報伝達手段を確保することが求められる</li> </ul>
避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗い夜道では避難が困難であり、照明が必要である</li> <li>冬季の避難は夏季よりも時間を要する</li> <li>地震の揺れや液状化により、道路に段差や噴砂などが発生し、車両の通行に支障が出る可能性がある</li> <li>避難時に踏切が降りていた場合、線路を横断できない恐れがある</li> </ul>
地震対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋や車庫などの耐震化が必要である</li> </ul>



図 3. 2-2 鹿沼地区の課題に関わる施設・設備

### (3) 共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地地区

表 3.2-3 共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地住民の意見に基づく津波防災上の課題

テーマ	地区の津波防災上の課題
防災教育・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所・避難経路がわかる看板を充実させる必要がある</li> <li>地域内で自動車避難と徒歩避難の対象者や避難のルールを定め、共有しておく必要がある</li> </ul>
要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の外国人居住者に対する支援が必要である</li> <li>子ども園の園児の安全確保、保護者との引渡し訓練等が必要である</li> </ul>
地震対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋や車庫などの耐震化が必要である</li> </ul>
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>スピーカーなどの情報伝達手段を充実させる必要がある</li> <li>海中・海上にいる人に確実に情報を伝達する手段が必要である</li> </ul>
避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電時でも点灯するような照明が必要である</li> <li>冬季の避難は夏季よりも時間を要する</li> <li>地震の揺れや液状化により、道路に段差や噴砂などが発生し、車両の通行に支障が出る可能性がある</li> <li>避難時に踏切が降りて、線路を横断できない可能性がある。</li> </ul>
避難場所・避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所・避難所で過ごすための備蓄や太陽光発電設備等が必要である</li> <li>自動車避難者が多数にのぼると予想されるため、駐車スペースの確保も必要である</li> </ul>
地域特有の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚真川上流に堆積している頭首工の土砂を除去する必要がある</li> <li>フェリーターミナルが津波の洗堀により損壊等が発生するおそれがある</li> </ul>



図 3.2-3 共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地地区の課題に関する施設・設備

### 第3節 津波防災地域づくりの課題

地理的特性や地震・津波被害想定等と前節の地区別の課題から、本町における津波防災地域づくりの課題について、以下の6点に整理しました。

#### (1) 避難困難地域の解消

本町における避難困難地域は、避難を開始できる時間や、歩行困難者・身体障がい者・乳幼児・重病人等の移動可能速度を考慮した上で、最短の津波の第1波到達時間までに自動車あるいは徒歩により浸水域外への避難が困難なエリアであると定義します。

本町沿岸部は、津波の第1波到達時間が最短44分であると予測されています。自動車・徒歩避難を考慮した場合、避難ビル・タワーなどの避難に適する施設がないJR日高本線以南が避難困難地域に該当します。さらに、JR日高本線以北から日高自動車道の間で、指定緊急避難場所や浸水域外に通じる避難目標地点に徒歩で到達できない地域も避難困難地域に該当します。これらの避難困難地域の解消のためには、避難施設の整備等が必要です。

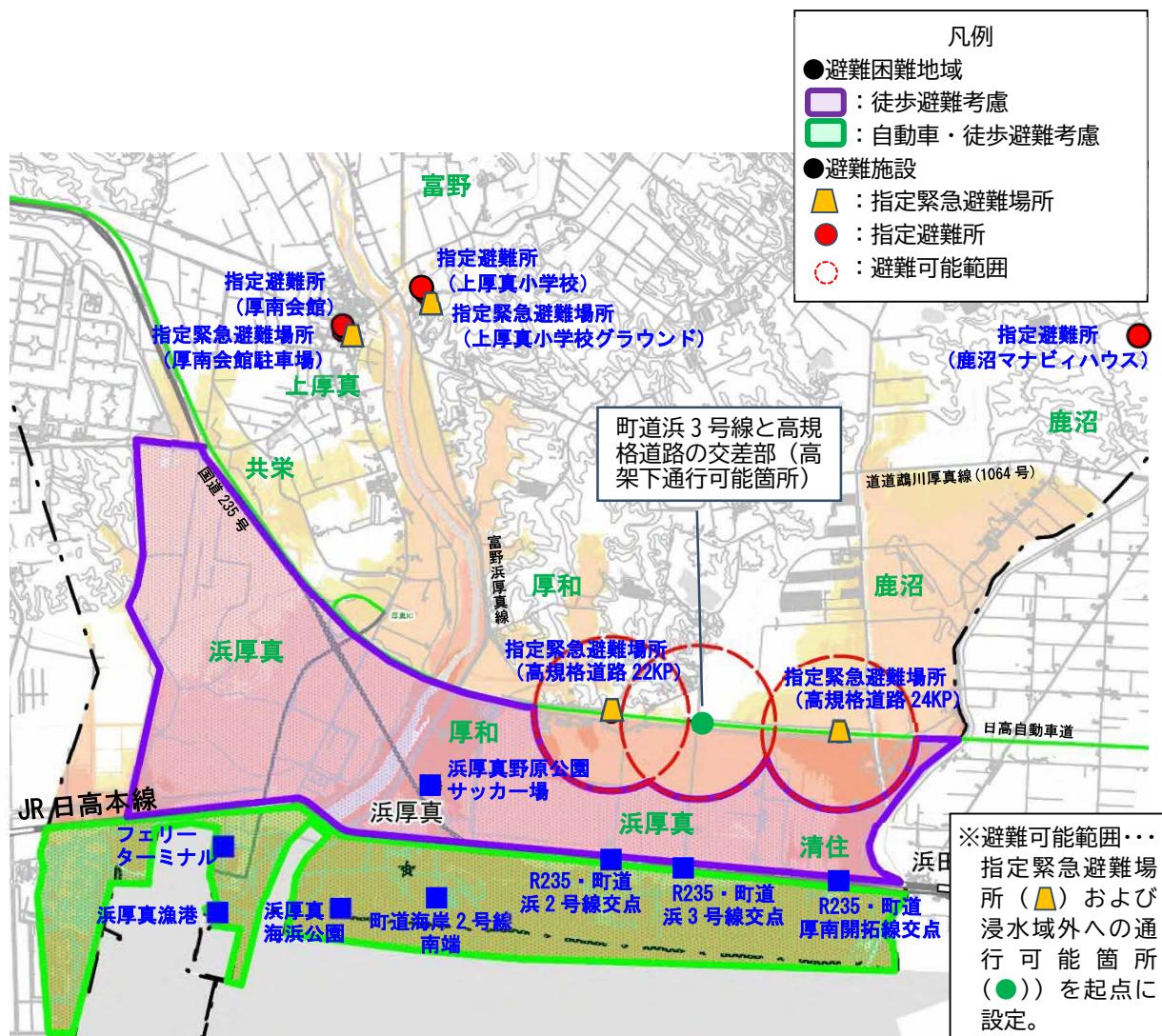


図3.3-1 津波避難困難地域

(出典：厚真町津波避難計画（令和6年3月）をもとに作成)

※ 避難可能範囲 600m は以下の方法で算出。

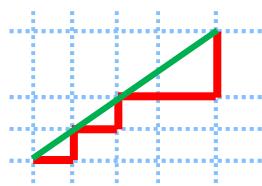
$$\text{徒歩速度}(0.5\text{m}/\text{秒}) \times (\text{津波到達予想時間}(44 \text{ 分}) - \text{避難開始時間}(14 \text{ 分})) \times 60 \div 1.5 = \text{避難可能範囲 } 600\text{m}$$

条件 1：津波到達予想時間は、北海道津波浸水想定に基づく厚真町の海岸線における最短の第 1 波到達時間である 44 分。

条件 2：東日本大震災時の避難実態調査結果から半数の人が避難を開始した時間である 14 分後を、本町における地震発生から避難を開始する時間に設定。

条件 3：歩行速度は、安全側を見て歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等の歩行速度を目安に、0.5m／秒（時速 1.8km）（積雪寒冷期）と設定。

条件 4：実際の避難経路を考慮し、計算上の避難可能範囲に換算するために 1.5 で除法。



— : 実際の避難経路  
— : 計算上の避難可能範囲

※ 実際の避難経路の距離 : 計算上の避難可能範囲 ÷ 1.5 : 1 のため、計算上の避難可能範囲は、徒歩速度 × (津波到達予想時間 - 避難開始時間) で算出した距離よりも短くなります。

## (2) 地震・津波対策

本町における地震の想定では、最大震度 6 弱の揺れと液状化の発生が予測されていることから、津波避難に関わる建物の安全性について以下の点が課題となります。

- ・揺れにより家屋倒壊が発生した場合、人的被害が生じる恐れがあるほか、避難が困難になる事態が予想されるため、旧耐震基準の建物の耐震補強や建替えの促進、家具の転倒防止対策が必要となります。
- ・家具の転倒による人的被害の発生や避難の遅れが想定されるため、居室等、人が集まる空間に大型家具を置かない、家具を固定するといった取り組みが必要です。
- ・津波の浸水深が 2.0m 以上の区域では、木造家屋や老朽化した建物等が津波により流出する危険性が高いため、地震・津波の被害を受けにくい建物への建替えなどの対策に取り組んでいくことが必要です。

## (3) 防災意識のさらなる醸成

住民や町外からの来訪者等にかかわらず、地震・津波に関する基本的な知識や町内の避難経路・避難場所についての普及啓発が求められます。加えて、沿岸部の住民や事業所では、日常的に避難訓練等を行い、避難場所等に到達するまでに要する時間や、避難経路上の危険箇所の有無、夜間や冬の期間の避難の課題に加えて、避難場所の使用方法について確認することが必要です。

津波浸水想定区域の中には、高齢者の割合が高い地域や、子ども園などの施設、外国人が居住する地域もあり、地域で避難等の支援を必要とする人を助ける共助の考え方を普及していくことも重要です。

#### (4) 来訪者の安全確保

町内には、浜厚真海浜公園やフェリーターミナル、浜厚真野原公園等、多くの来訪者が訪れる施設があります。本町の災害リスクや避難経路・避難場所等を知らない人のための普及啓発が求められます。町役場や浜厚真海浜公園などには津波ハザードマップの看板を設置しているほか、道路沿いに津波浸水深の予測を示す看板を設置しています。しかし、ハザードの理解を深めることに加えて、避難経路と避難場所等を示すための情報提供が必要です。

また、特に海中・海上では地震の揺れを感じず、津波の危険を知らせる防災行政無線なども聞こえない可能性があります。サーファーをはじめとする来訪者が津波の危険性をいち早く認識し、早期に避難を開始できるような情報伝達の仕組みが必要です。

一方、時間帯によっては1,000人を超える来訪者の避難が必要となる可能性がある状況もあり、こうした方が、津波浸水想定区域から避難した後に留まることができる施設を検討することが必要となります。

#### (5) 寒冷地の避難対策

厚真町は積雪寒冷地であることから、冬の期間に際して、避難経路の積雪状況や、避難場所等の停電発生を考慮した対策が求められます。そのため、季節を問わず迅速かつ安全な避難を実施するための環境整備や避難体制の確保に取り組む必要があります。

なお、東日本大震災では、倒壊家屋や樹木などの漂流物が石油タンクやプロパンガスボンベなどに接触したり、自動車や船舶から漏れ出した各種燃料（重油、ガソリン、ガスなど）に接触して着火することで津波火災が発生しました。

厚真町の沿岸部においても、プロパンガスの利用世帯や車を保有する世帯、船舶、木材を扱う事業所があり、津波火災が発生する可能性があります。津波火災の発生を念頭に置いた避難場所や避難手段の検討が必要です。

#### (6) 復旧・復興に向けた事前の備え

本町の沿岸部居住者の中で内陸部への移転を希望する住民がいる場合は、移転支援策が求められます。

本町では津波被害を受けた場合でも、住民の住まいと暮らしをいち早く再建するため、長期的に事前復興計画などの準備を進めておく必要があります。

また、津波による甚大な被害が想定される地域では、建物等の流出により土地の境界がわからなくなり、復興の着手が遅れることが懸念されます。災害からの復旧を早めるため、あらかじめ地籍調査等を行うなどの対策を検討する必要があります。

さらに、津波浸水想定区域内の事業者においては、あらかじめ事業継続計画（BCP）を策定し、内容の検証を継続することで、事業の早期復旧が可能となり、ひいては地域の早期復旧・復興につながることとなります。

## 第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

本章では、第2章で把握した町内の現況および第3章で整理した津波防災づくり上の課題および関連計画の方針をもとに、津波防災地域づくりの将来像を設定します。

### 第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

第4期厚真町総合計画改訂版において、「あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま」というテーマが掲げられています。そして、恵まれた地域資源を最大限に生かし、わが国の食糧基地の一翼を担う第1次産業の生産力が維持され、第2次産業・第3次産業と連携することで地域内経済循環を生み、町民が安心していきいきと暮らし続け、町外から絶えず人が訪れ、まちの魅力に引かれて多くの人が定住し、すべての町民が幸せを実感できるまちの実現をめざすという考えを示しています。

厚真町都市計画マスターplanにおいては、「先進的な田園都市の実現をめざしたまちづくり」をまちづくりのテーマとし、人口の定着化や活力と潤いのある生活文化の創出、都市との交流といった目標を掲げています。

その一方で、現在の被害想定では町にぎわいを生むサーフィンやサッカー関係者が利用する場所や施設が津波による被害を受け、来訪者が巻き込まれることが予測されています。そのため、上述の関連計画にて示された厚真町のめざす将来像を実現、継続していくためには、沿岸部の住民や事業所に加えて、来訪者も含めた人々の命を守る取り組みを進めが必要です。そこで、本計画の基本方針を以下のように設定しました。

**地震・津波による犠牲者ゼロをめざし、  
住民・事業者・来訪者など、あらゆる人が安全に避難できる地域づくり**

### 第2節 地区別の取組方針

津波防災地域づくり推進の基本的な方針に基づき、第3章で整理した地区の課題および地区懇談会にて参加者の皆さんから出された意見を踏まえて、地区ごとに以下の取組方針を設定しました。

なお、ここでの『地区』は、避難の課題を共有するエリアごとに津波想定区域内を3地区、それ以外の津波想定区域外の1地区に区分し、それぞれの取組方針を設定しています。

表 4.2-1 地区別の取組方針

地区	取組方針
①浜厚真地区 (鹿沼地区の JR 日高本線以南を含む)	○避難困難地域の解消のための津波避難施設整備 ○津波避難施設への歩道整備（街灯整備） ○浜厚真海岸から自動車避難ルートの複数整備 ○津波情報伝達手段整備 ○災害時の見回り・助け合いなど地域方針の確認および命を守る方策等の検討
②鹿沼・浜厚真北地区	○避難困難地域の解消のための津波避難施設整備、避難路整備 ○高規格道路避難ポイントの追加整備、寒冷地対策・電話設置【国、道】 ○むかわ町と連携した避難地整備 ○自主防災組織「助け合いチーム」のSNS訓練、災害時訓練の推進 ○高規格道路避難ポイントの利用方法周知
③厚真川右岸地区	○避難困難地域の解消のための津波避難施設整備 ○上厚真大橋の架け替え、頭首工の土砂堆積対応

地区	取組方針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の見回り・助け合いなど地域方針の確認および命を守る方策等の検討</li> <li>○学校・園の防災訓練</li> </ul>
※①～③共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波避難に係る情報伝達手段整備</li> <li>○高規格道路、国道利用者へ津波情報の伝達手段（避難誘導看板設置含む）整備【国、道】</li> <li>○避難経路の街灯設置</li> <li>○JR 日高本線踏切対策</li> <li>○住宅の耐震化、家具の固定等の地震対策の促進</li> <li>○冬の期間の避難対策の強化</li> <li>○津波防災に係る防災教育・防災学習会等の実施および防災訓練の実施</li> <li>○漁業協同組合の津波避難マニュアル作成、訓練実施</li> <li>○サーフィン等海岸付近利用者の防災訓練の実施</li> <li>○津波避難施設を活用した街づくり構想の検討</li> </ul>
④上記①～③以外の 地区 (主に浸水域外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車避難や徒歩避難を着実に行うための避難路の整備</li> <li>○住宅の耐震化、家具の固定等の地震対策の促進</li> <li>○要配慮者の避難対策の推進（支援体制の強化）</li> <li>○冬の期間の避難対策の強化</li> <li>○地域外からの避難者の受入れ体制の強化</li> </ul>

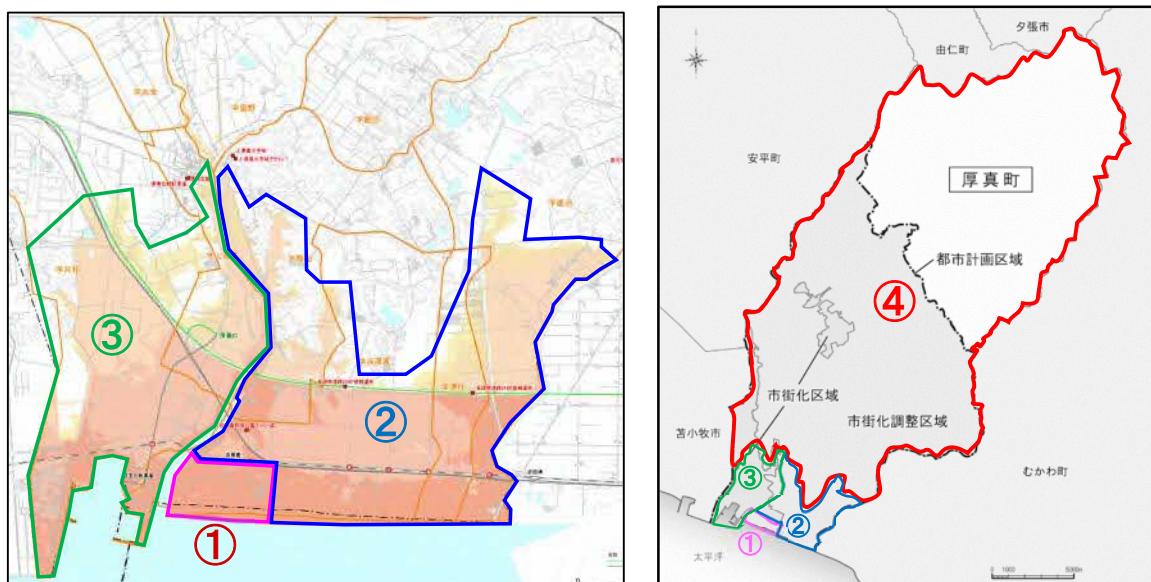


図 4.2-1 地区ごとの取組方針（地区の区分）

### 第3節 冬の期間の課題への取組方針

把握した冬の期間の課題に対して取組方針を設定しました。

表 4.3-1 冬の期間の課題への取組方針

取組方針	主な対策
取組方針① 屋内避難場所の拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>冬の期間に発災した場合には、屋外に留まることで低体温症に至る危険性があるため、屋内の避難施設が不足しているエリアの確認と避難先の見直しを進めます。</li><li>屋内避難施設の状況確認の際には、住民に加えて来訪者の避難についても考慮します。</li></ul>
取組方針② 避難環境の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>避難施設における暖房設備の状況を確認の上で、避難環境の充実を検討します。</li><li>停電時にも利用可能な暖房設備であること、暖房器具や燃料等を備蓄している場合、津波浸水の影響を受けない場所に収納されていることを確認します。</li></ul>
取組方針③ 平時の除雪体制の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>冬の期間においても避難を円滑に行うことができるよう、主要な避難路を確認の上、平時からの除雪体制の確保を検討します。</li><li>また、現状の除雪体制を整理した上で、優先的に除雪が必要な路線について、道路管理者と協議を進めます。</li></ul>
取組方針④ 迅速かつ適切な避難行動の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>冬の期間においても迅速な避難ができるよう、家庭や事業所における訓練などの取り組みを進めます。</li><li>また、冬季特有の課題についてさらに整理を進め、より遠くへの避難が可能となる取り組みを進めていきます。</li></ul>

## 第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

本章では、土地利用と警戒避難体制についての基本的な考え方を示します。

### 第1節 土地利用

#### (1) JR日高本線以南の地域（入鹿別川から厚真川の間）【津波浸水想定区域内】

市街化を抑制し、災害リスクへの対応が定められた居住誘導区域、都市機能誘導区域への立地誘導を進めることで、徐々に津波に強いまちづくりを進めます。また、都市住民を迎える「交流拠点」の一部に位置付けられる施設も含まれることから、津波避難路や津波避難施設の整備推進を進め、町民以外の来訪者も含めた人命を何としても守るための施策を進めます。

#### (2) JR日高本線以北の地域（入鹿別川から厚真川の間）【津波浸水想定区域内】

津波浸水想定区域については、敷地のかさ上げ、基礎構造への一定の基準を方針として示すとともに、津波避難路や津波避難施設の整備推進を進めます。また、長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討します。

#### (3) 厚真川右岸区域 【津波浸水想定区域内】

事業所やフェリーターミナルが存在していることから、敷地のかさ上げや基礎構造への一定の基準を方針として示すほか、フェリー利用者やフェリー会社の従業員、事業所職員の避難のための津波避難路や津波避難施設の整備を推進します。

#### (4) 上記以外の地域 【津波浸水想定区域外】

津波浸水想定区域からの避難者の円滑な避難（移動と収容）を実現するために、徒歩および自動車避難を考慮した避難路や、自宅が被災した方が一定期間生活できる津波避難施設の整備を推進します。

あわせて、津波浸水想定区域内の住民が津波浸水想定区域外への移住を検討する際に支援できるよう、その受け皿となる居住施設の整備を検討します。

### 第2節 警戒避難体制の整備

津波発生時の避難対策は、厚真町地域防災計画に示されている津波避難に係る考え方と整合を図り、本計画の方針に沿って作成・更新する津波避難計画・津波ハザードマップにより、推進するものとします。

津波避難対象地域は、津波が発生した場合に迅速な避難が必要となる地域で、安全性の確保、円滑な避難等を考慮し、自治会等の単位を基本に津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定するものとしています。

避難場所は、津波の危険地域から避難するために避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し指定します。避難目標地点は、津波の危険から避難するために避難対象地域の外に定めるものとしており、設定にあたっては、自主防災組織や住民と協議し、逃げ遅れる避難者などを考慮した検討を加えるものとしています。

また、道から津波災害警戒区域指定を受けているため、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づき、次に掲げる事項について定めます。

表 5.2-1 津波災害警戒区域指定を受けて定めるべき事項

定めるべき事項	検討内容
①人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集および伝達ならびに予報または警報の発令および伝達に関する事項	・町民にとって収集しやすい情報伝達手段、情報伝達内容
②避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項	・津波避難施設の追加検討 ・避難路・避難経路の見直し
③津波避難訓練の実施に関する事項	・津波避難訓練の実施体制
④警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称および所在地等	・同区域内の要配慮者利用施設の抽出・整理 ・施設所有者・管理者による避難確保計画作成の推進
⑤①～④以外の津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項	・自動車避難の条件作り ・具体的な来訪者の避難対策 ・具体的な要配慮者対策

### (1) 情報伝達手段、情報伝達内容の検討

津波警報等の発表時における情報伝達手段・情報伝達内容については、避難情報に関するガイドライン（内閣府）に即して安全確保を進め避難の呼びかけを行います。その際、防災行政無線の音声が聞き取れない地域や幅広い年齢層に情報が行き届くように、SNS やサイレンなど多様な手段の活用を検討していきます。

特に、海中や海上にいる人に対しては、地震を体感できず情報を得にくい状況が予想されます。そのため、迅速な避難行動を促すための情報を伝達する必要があります。

また、住民や地区内事業者、フェリー利用者やサッカー場利用者への周知・啓発のほか、サーフィン関係者が行う津波避難の実行性を高める各種取り組みに対しても、協力・支援を行える体制構築に努めています。

さらに、災害発生時における救助要請は消防、警察への電話連絡を基本とするほか、スマートフォン等を活用して、町民自らが救助要請に係る情報発信を行うことのできる仕組みを検討します。

### (2) 津波避難施設・避難路・避難経路の検討・見直し

町内には、徒歩避難・自動車避難を問わず津波浸水想定区域外や緊急避難場所への避難が困難な地域がある一方で、自動車避難によって安全が確保できる可能性の高い地域もあります。上記の事情を踏まえて、避難対象地域の人口（夜間人口・昼間人口・来訪者人口）から想定される交通量や避難路・避難経路の交通容量を踏まえながら、車避難の実行性を引き続き検証していきます。

加えて、津波避難対策緊急事業計画に記載されている整備予定の施設のほか、依然として残る避難困難地域の解消のための津波避難施設および避難路・避難経路の整備の必要性について検討を継続します。検討にあたっては、自動車避難でも徒歩避難でも避難が困難となる地域を中心に実施し、地域住民や来訪者に関する団体等と協力しながら、平時の利用も含めて検討を進めています。

上記で定めた避難場所および避難路等の事項については、各種関連計画等への反映に加えて防災マップをはじめとする印刷物の配布その他の必要な措置を講じて、周知に努めていきます。

### (3) 津波避難訓練の実施

これまでに実施した地区懇談会から、災害に関する基本的な知識や高規格道路内の指定緊急避難場所の利用方法などの防災対策について継続的な周知が必要であることが明らかになりました。加えて、来訪者に対しても町内で予想される災害や避難経路、避難場所等について伝える必要があります。

そこで、地域住民とともに避難路・避難経路の確認のほか、指定緊急避難場所への進入方法の確認も含む津波避難訓練の実施を行います。また、フェリー、サッカー、サーフィンなどの関係団体等と連携した津波避難訓練の実施を検討していきます。

また、自動車を用いた津波避難訓練の実施を検討し、実施する場合は要配慮者をはじめとする避難に係る課題を把握し、今後の検証に活かしていきます。

### (4) 津波災害警戒区域外の要配慮者利用施設

津波災害警戒区域に近接する施設の中には、要配慮者が利用する宮の森こども園、厚南子育て支援センター、厚南児童会館および上厚真放課後児童クラブがあります。これらの施設でも津波警報等の発表時に、施設利用者をより安全を確保できる浸水域外へ避難誘導することが求められます。

### (5) 具体的な来訪者・要配慮者の避難対策

要配慮者の避難対策については、本町の地域防災計画でも記載しているとおり、津波災害警戒区域内の要配慮者の把握に努め、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援が必要となる方について、避難行動要支援者名簿の作成を行い、要介護状態や家族の状況などの把握を行うとともに、避難支援者等の関係者により、安全な避難を実現するための個別避難計画の策定を進めています。

また、津波からの避難後、避難生活に支援が必要で、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者が特別な配慮や治療、措置を受けることができるよう、要配慮者の状態に応じたサービスを受けることのできる福祉避難所の指定・整備を進めています。

また、津波災害警戒区域内には外国人居住者もいることから、多言語による津波避難等に関する広報を行うなど、外国人への配慮も行います。

さらに、観光客やサーフィン利用者、釣客等、特に町外からの地理不案内な来訪者への避難対策も必要です。こうした来訪者が訪れる沿岸部については、新たな津波避難施設の建設の検討を進めます。併せて、平時からのハザードマップや避難誘導看板での周知を行い、災害時は、野外拡声器による防災行政無線放送や消防の避難広報等により、速やかな避難を促します。そのためにも、平時から関係する団体と避難訓練等を通じた周知・啓発を行うよう連携を図っていきます。

## 第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

本章では、本町における津波防災地域づくりの推進のために今後行う事業・事務を整理し、一覧として示します。

### 第1節 事業・事務の整理

以下の法律区分に応じて、今後行っていく津波防災地域づくりのための事業・事務を示します。

表 6.1-1 事業・事務の法律区分

法律区分	内容
イ	海岸保全施設、港湾施設、漁港施設および河川管理施設等に係る施設の整備に関する事項
ロ	津波防護施設の整備に関する事項
ハ	一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備のための事業に関する事項
二	避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備に関する事項
ホ	集団移転促進事業に関する事項
ヘ	地籍調査の実施に関する事項
ト	民間資金、経営能力および技術的能力の活用の促進
チ	その他（法律に記載がなく、上記イ～トに該当しないもの）

### 第2節 事業・事務

事業・事務を事業名、事業概要・目的、施策プログラム、法律区分の観点で整理しました。

表 6.2-1 事業・事務リスト（実施予定含む）

No	事業名	担当	事業概要・目的など	施策プログラム	時期	法律区分
1	津波避難施設整備事業	町	浜厚真海浜公園の周辺住民や事業所従業員、サーフィン等海岸利用者を収容可能な津波避難施設を設置するとともに、津波警報発令時に海岸利用者に対し避難施設や避難路を確実に認知させることができるように視覚的周知を行なう設備を整備する。	津波避難施設の設置、サーフィン等海岸利用者に対する視覚的周知設備（避難路誘導案内板、避難誘導アプリ等）の整備（津波警報発令時）	R6 以降 計画立案中	二、 チ
2	津波避難施設整備事業	町	野原公園の周辺住民や事業所従業員、野原公園サッカー場の利用者を収容する、津波避難施設を設置するとともに、国道235号通過型車両も含む車避難用の避難路の拡幅等整備、徒歩避難用の避難路の整備を行う。	津波避難施設の設置、避難路の拡幅等整備（車避難用）、避難路（人道）の整備（徒歩避難用）	R7 以降 計画立案中	二
3	津波避難施設整備事業	町	区域内に散在する事業所等に勤務する職員や、フェリーターミナルの従業員およびフェリー利用者を安全に収容する津波避難施設を整備する。	津波避難施設の設置（避難タワー）	R7 以降 計画立案中	二
4	空き家等対策推進事業	町	空き家の適切な管理と利活用を推進し、津波によるがれき被害軽減を図る。	空き家等除却補助、空き家等利活用補助および資金貸付	R4～	チ
5	安全安心省エネ住宅推進事業	町	住宅の耐震化、住宅太陽光発電を推進し、震災時の建物被害軽減と停電時の電源確保を図る。	既存住宅耐震改修補助 住宅太陽光発電システム設置補助	R4～	チ
6	がけ地近接等危険住宅移転事業	町	がけ地に近接する住宅の移転を推進し地震などの災害時の被害軽減を図る。	がけ地近接危険住宅移転補助	R4～	チ
7	津波避難道路整備事業	町	老朽化した道路の防災減災対策を図る。	町道の維持保全	R7	二

No	事業名	担当	事業概要・目的など	施策プログラム	時期	法律区分
8	臨海ゾーン津波避難対策強化支援事業	町	津波警報発令時に海岸利用者の安全確保の向上を図るために必要となる施設・設備の整備や訓練の実施に対し、必要な自主財源や技術を確保するため、企業版ふるさと納税制度や企業との包括連携協定を活用・促進する。	企業版ふるさと納税制度の広報・情報発信の強化、企業との包括連携協定の促進	R6 以降 計画立案中	ト
9	臨海ゾーン環境整備事業	町	サーフィン等海岸利用者の円滑かつ安全な避難を確保するため、砂浜の地形変状や積雪を適切に保全する。	大型漂着流木の撤去、スタッフ防止のための砂浜整地、積雪時の除雪強化	R6 以降 計画立案中	二、 チ
10	文化財保存事業津波堆積物見学会	町	1611年慶長三陸津波が残したと推定される堆積物を見学し、過去の津波災害について学ぶ。北海道大学等の専門家の協力を得て実施する。	防災教育の推進	R4~	チ
11	ふるさと教育推進事業(防災教育)	町	厚真町内の小中学校全校での防災教育事業。各分野の専門家を講師として招聘、協力のもと防災教育と心理教育等の事業を実施する。	防災教育の推進	R4~	チ
12	防災重点農業用ため池整備事業	町	老朽化した農業用ため池の防災減災対策を図る。	農地や農業用施設の保全	R7~	チ
13	庁舎周辺等整備事業	町	老朽化した役場庁舎および胆振東部消防組合消防署厚真支署の建て替え、ならびに役場庁舎周辺の土地利用を含めた施設の再編整備を行う。	公共施設の再編、庁舎および周辺施設整備	R5~R7	ハ、 ニ
14	防災備蓄倉庫整備事業	町	災害発生から48時間以内に必要な食料や資機材などを基本とした備蓄品を適切に管理するため、庁舎周辺整備事業と併せて各種災害ハザードに晒されていない安全な場所に災害備蓄倉庫を整備し、町の防災・減災機能強化を図る。	公共施設の再編、庁舎および周辺施設整備	R5~R7	ニ
15	防災訓練事業	町	町民参加型訓練を通して、町民に対する防災に関する基礎知識と防災意識の涵養を図り、併せて町職員に対する教育・訓練を実施し、壮絶な災害対応に耐え得る組織体制の強化を図り、以って総合的な地域防災力を向上させる。	避難所の指定や避難所運営に関する訓練の実施など	R4~R7	チ
16	防災無線管理事業	町	災害情報等の伝達を円滑に行うため、防災無線を適切に維持管理する。	防災無線・SNS等による防災情報の伝達体制の強化	R4~R7	チ
17	防災無線整備事業	町	災害情報等の伝達を円滑に行うため、耐用年数に応じて防災無線を適切に更新する。	防災無線・SNS等による防災情報の伝達体制の強化	R5, R7	チ
18	胆振東部消防組合負担金	町	常備消防力の維持・強化を目的とし、火災等災害発生時における対応力の強化、消防団等との連携強化を図る。	救急体制の維持	R4~R7	チ
19	林道管理事業	町	森林内に設置された林道の維持管理を実施し、車両の通行に支障のない状況を維持する。	森林整備に必要なインフラの管理	R4~	チ
20	大型開発跡地整備運営事業	町	過去にゴルフ場として開発された森林を含む造成跡地の安全性を確保するため、自然災害等で発生した被害を整備する。	開発跡地の維持管理	R4~	チ
21	町有林造林事業	町	森林を適切に管理する。森林の持つ公益的機能の高度発揮をめざし、植林、育林、除間伐、皆伐をそれぞれ計画的に実施する。	森林整備事業	R4~	チ
22	環境保全林整備事業	町	町有林の中に設定した「環境保全林地区」の森林管理を実施する。他の町有林よりも、人と森の共生を意識し、森林の整備や散策路の設置を行う。	森林整備および人と森との機会創出	R4~	チ
23	被害木整理推進対策事業	町	平成30年北海道胆振東部地震により被災した私有林の再造林前の特殊地扱え作業に係る費用を補助し、森林所有者の経済的負担を減らすことで、再造林を推進する事業を行う。	森林再生の推進	R4~	チ
24	造林推進対策(被災森林)事業	町	平成30年北海道胆振東部地震により被災した私有林の再造林に係る費用を補助し、森林所有者の経済的負担を減らすことでの再造林を推進する事業を行う。	森林再生の推進	R4~	チ

No	事業名	担当	事業概要・目的など	施策プログラム	時期	法律区分
25	林業専用道（規格）整備事業	町	森林管理に必要な道路を設置する。特に、大型の車両が通れる林業専用道（規格）相当の道をつけることで、森林管理の基盤を整備する。	森林整備に必要なインフラの整備	R4～	チ
26	治山流末処理施設維持管理事業	町	崩壊の危険がある森林に対し行った治山工事個所から、排水施設までの流路を維持管理する事業を行う。	治山現場の管理	R4～	チ
27	森林整備支援事業	町	再造林から除伐までの収入を伴わない育林作業に係る森林所有者に対し、補助金による支援を行い、森林整備の推進を図る。	森林整備の推進	R4～	チ
28	被災町有林造林事業	町	平成30年北海道胆振東部地震により被災した町有林と、近傍の私有林を一体的に整備および必要な作業道を整備することで、被災森林の所有者の経済的負担を軽減し、森林再生を推進する事業を行う。	森林再生の推進	R4～	チ
29	下水道・浄化槽事業	町	下水道施設および浄化槽施設の整備、業務継続計画の更新などを行う。	下水道施設等の防災対策	R4～	チ
30	水道管路、水道施設耐震化事業	町	水道管路、浄水場、重要給水施設配水管等の耐震化事業を行う。	水道施設等の防災対策	R4～	チ
31	道路整備事業	国	激甚化・多様化する災害への対応と安全・安心な社会基盤の形成のため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の推進。災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能強化を図る。	避難路、輸送・搬送路となる道路整備事業、岸壁に接続する道路の液状化対策など	R7 厚賀静内道路部分開通予定	二
32	道路啓開計画の推進	道、国	災害対策基本法に基づく防災基本計画では、道路管理者の実施事項として「道路啓開等の計画立案」が義務づけられたことを受け、大規模災害発生時に道路管理者が相互に連携し、迅速に道路啓開を進められるよう道路啓開計画を策定する。	大規模地震発生時に、災害対応で活用する主要道路が、地震津波による被害で途絶した場合に、いち早く緊急車両が通るルートを復旧・確保していく道路啓開計画を策定	R5.3 胆振・日高地域道路啓開計画策定	二
33	橋梁の耐震化	国	災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路上の橋梁について、耐震補強（速やかな機能回復が可能な性能をめざす対策（落橋・倒壊を防止する対策は完了済み））を行う。	橋梁の耐震化	継続	二
34	除雪体制の確保	道、国	各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、広域支援用除雪機械を配備するなど相互支援体制を強化する。 数年に一度の猛吹雪等が予想される場合は、車両の大規模な立ち往生の発生による通行止めの長期化を防ぐため予防的通行規制を実施する。将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新を図る。	道路管理者間の情報共有 広域支援用除雪機械の配備等自治体支援体制の強化 予防的通行規制の実施 除雪機械の計画的な更新	継続	チ
35	海拔情報の提供	道、国	東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示する「海拔表示シート」を設置することによる道路利用者への海拔情報を提供する。	海拔表示シートの設置	H24～	二

No	事業名	担当	事業概要・目的など	施策プログラム	時期	法律区分
36	津波避難場所整備（日高自動車道）	国	切迫している日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や激甚化する豪雨災害などに備え、津波や洪水からの指定緊急避難場所を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直轄国道の高架区間等を指定緊急避難場所として活用するための避難施設（避難階段等）の整備を推進する。	日高自動車道の区域の一部を指定緊急避難場所として活用するための避難施設の整備	継続	二
37	胆振・日高地方道路防災連絡協議会	道、国	道路災害の防止および災害発生時の被害拡大を防止するため、地域住民、地方自治体および関係機関が相互に連携を図り、道路における地域防災パートナーシップを構築し、道路防災の推進を図る。	胆振・日高地方道路防災連絡協議会の開催	H16～	チ
38	情報伝達および防災・減災啓発	道、国	道路災害の防止および災害発生時の被害拡大を防止するため、関係機関と連携した情報発信等の強化を図る。 道路利用者への適切な地震津波情報を提供する。	道路情報板、HP、SNS 等による防災・減災に関する情報・知識、気象警報や災害情報等の発信	継続	チ
39	苫小牧港東港区浜厚真地区 複合一貫輸送ターミナル整備事業	国	大規模地震発生時の緊急物資輸送等に対応した耐震強化岸壁を整備する。	災害時の緊急物資の受入、避難者の輸送、救護活動	R9 完成予定	イ
40	苫小牧港東港区浜厚真地区 複合一貫輸送ターミナル整備事業	苫小牧港管理組合	国による耐震強化岸壁の整備に合わせて、背後地に荷さばき地の整備を行う。	災害時の緊急物資の受入、避難者の輸送、救護活動	R5～R9	イ
41	農業農村整備事業	道	作物の生産性および作業性の向上のため、区画整理、暗渠排水、用排水路、耕作道等の整備を実施する。	区画整理	R4～	二
42	路網整備	道	平成30年北海道胆振東部地震で被害を受けた森林を再生するために整備する。		R4～	チ
43	治山事業	道	森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る事業を行う。		R4～	チ
44	道路整備事業	道	厚真町津波避難計画において津波避難路に位置づけられている一般道道厚真浜厚真停車場線の道路拡幅を行う。	避難路、輸送・搬送路となる道路整備、岸壁に接続する道路の液状化対策など	R4～ R6は未定	二
45	橋梁の耐震化	道	第1次緊急輸送道路に指定されている千歳鶴川線の本郷橋について、大規模地震発生時においても通行機能が確保されるよう、耐震補強を行う。	橋梁の耐震化	未定 (R7を予定)	二
46	地域づくり総合交付金	道	避難計画や、防災備蓄計画に基づく備蓄品または備品の整備を行う。	市町村が設置する避難所等の資機材等整備等に対する助成	R4, R5	チ
47	災害対応人材強化、関係機関との連携強化	道	都道府県職員および市町村職員の災害対応能力の向上、危機対応能力の向上を図る。	北海道総合防災訓練の実施、厚真町防災訓練への協力	R4～	チ
48	防災教育の推進	道	地域の防災リーダーとなる地域防災マスターの養成および1日防災学校への協力を図る。	地域防災マスター認定研修会、1日防災学校	R4～	チ

## 第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

本章では、今後の検討が求められる事項と推進体制、計画の見直しと更新について示します。

### 第1節 今後さらに検討が必要な事項

本町では津波避難施設を整備することにより、避難困難地域は一部縮小する見込みです（図7.1-1）。しかし、津波避難困難地域が残存する状況の中で、現在予定している事業・事務のみでは解消困難な津波避難に係る課題があります。今後の津波防災地域づくりの推進にあたっては、課題解決に向けて現状把握や検討を行い、関係機関と必要に応じて連携しながら、継続して事業・事務の拡充に努めていく必要があります。

また、拡充した事業・事務のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」の対象事業等については、各種計画に適切に反映の上、事業の推進を図っていきます。

今後さらに検討が必要な事項は以下の通りです。

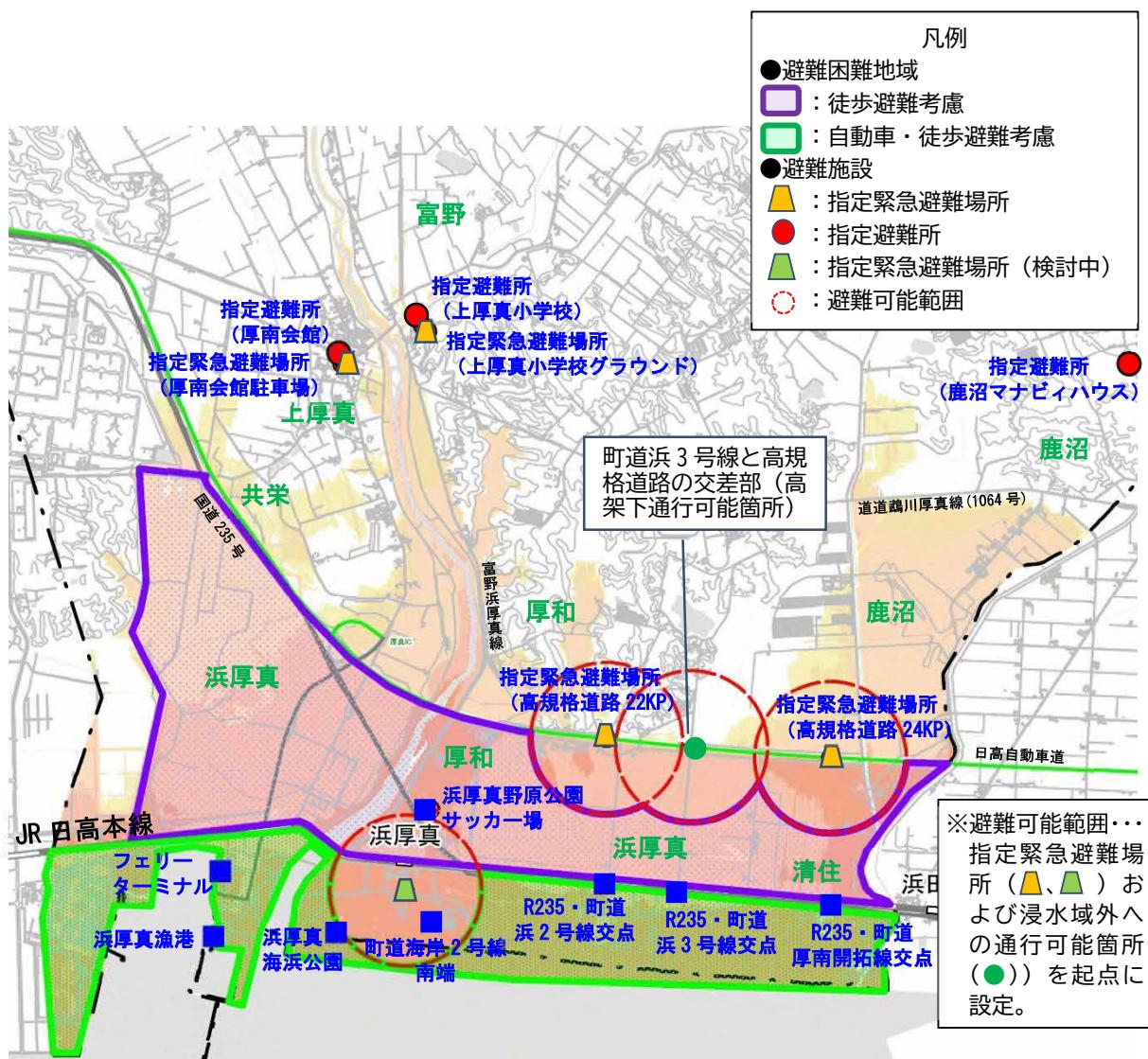


図7.1-1 津波避難困難地域（津波避難施設整備後）

## ①屋外避難の支障となりうる要因の排除

地震による家屋倒壊や家具転倒により、人的被害が発生する恐れがあるほか、閉じ込めによる避難困難に繋がる可能性があります。このため、耐震診断や家屋の耐震化に加えて、家具転倒防止器具の購入や取り付けについての助成制度について検討を進めます。

## ②津波避難施設の平時の活用方針

津波避難施設は、津波避難を主用途とし、平時には防災教育の集会等を行う目的で設置されます。加えて、平時から津波避難施設とその周辺を有効に活用することで、地域住民や海岸利用者が津波避難施設の周知につなげられる可能性があります。例えば、夕日が見えるカフェや、スケートボードパークを設置するとまちづくりの観点から、季節ごとの地域住民や海岸利用者の活動を考慮し、平時から利用可能な施設の導入を検討します。

## ③避難の支障となる要因の解消

### (a) JR 日高本線の踏切解消

本町は沿岸部にJR日高本線、国道235号が東西に通過しており、沿岸部から内陸方向（北方向）の避難行動に対して、踏切や交差点が支障となる場合があります。特にJR日高本線の踏切は災害時に遮断されることから、住民懇談会では避難時の妨げとなることを懸念する声が上がっていました。今後も北海道を通じてJRとの協議を継続し、課題の解消を図る必要があります。

### (b) 沿岸部から内陸部への道路整備

浜厚真地区の沿岸部から、JR日高本線および国道235号以北の内陸部に接続する道路の整備について検討を進めます。

## ④避難場所の拡充、機能の充実

既存の避難施設には、近隣の住民以外の避難者が利用する可能性があります。そのため、既存施設の屋内避難場所の拡充や冬季の備蓄（暖房器具や防寒具など）等に関する見直しの検討が必要です。さらに屋内避難施設以外の多様な避難施設の導入を検討します。

また、高規格道路の指定緊急避難場所は、近隣まで自動車避難をした後に、徒歩で移動することが予想されます。現状では後に到着した避難者は避難場所より離れた路上に駐車する可能性が高いため、駐車スペースの検討に努めます。

## ⑤要配慮者や多数の訪問者の迅速な避難方法の検討

本町では徒歩避難を推奨していますが、津波浸水域が広く、津波到達予測時間が最短44分であることと、浸水区域内の高齢化率が高いことから、自動車避難を認めています。避難に支援が必要な方に対する個別の避難計画の作成を進めていくほか、自動車避難を行う上でも、避難までの準備時間の短縮、乗車の迅速化、周辺居住者の同乗、避難後の渋滞発生の可能性など、自動車避難時の留意点をとりまとめ、周知することが必要です。

また、海岸利用者が自動車避難の際に使用するルート、避難先の周知、ルール化も求められます。これら自動車避難のあり方、ルールについて検討を進めます。

さらに、隣接する自治体から本町への避難も予想されますが、受け入れる地域住民への啓発、受け入れのルールなどを検討するとともに、隣接自治体と事前の協議を進めます。

#### ⑥復興体制や被災者の生活再建支援体制の検討

本計画の進捗により地震や津波による被害の軽減を図りますが、すべての被害を防止することは困難であり、被災後の応急復旧を経たのち、速やかな復興を図ることが必要です。本町は平成30年北海道胆振東部地震による被害を受け、震災復興を進めてきた実績があります。この経験を活かして事前復興計画の策定や被災者の生活支援体制の検討など新たな取り組みを進めます。

#### ⑦津波浸水想定区域内からの集団移転の検討

本計画で示した津波防災地域づくり推進のための事業・事務を着実に推進し、津波浸水対策のリスクの低減を図ります。一方で、津波浸水区域内居住者や事業所就業者のリスクは残存します。希望者に対して、浸水地域から内陸部への移転を支援する方策について、継続して検討を進める必要があります。

### 第2節 推進体制

町では本計画の推進にあたり、国や北海道など関係機関と連携を進め、自助・共助を担う地域住民や事業者等の防災に係る活動・行動を支援する形で、町、国・道、地域住民等が協働で本計画を推進する体制の構築をめざします。

災害時には、住民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という意識を持ち行動することや、地域で連携して、「一人の逃げ遅れも出さない」という意識をもって助け合う体制を検討することが極めて重要です。地震や津波の正しい知識や発災時の対応などの防災知識・技術を習得し、的確な判断と避難行動を可能にするため、本計画を広く普及する必要があります。

例えば、津波浸水想定区域の住民に対し津波ハザードマップなどを用いた出前講座の開催、学校教育の場における児童・生徒に対する防災教育の推進、地域の地形や土地利用の状況を考慮した避難経路の選定などの取り組みにより、住民の防災意識や自主防災組織の活動意欲を高く保ち、自主的に物資の備蓄や住宅の耐震補強、避難経路の確認などの行動につながるよう支援します。

また、災害への備えとしての官民一体の取り組み、すなわち公助だけでなく、住民が自発的かつ、主体となる自助や地域による共助の連携による減災効果を発揮するためには、自主防災組織の設立と、これらの活動の中心となる防災リーダーの存在も不可欠となります。そのため、自主防災組織、自治会、事業所の防災担当者のほか、防災に関心の高い住民を対象に、北海道が行う「北海道地域防災マスター認定研修会」を活用して、町内における地域防災活動の中核となる人材の育成を推進します。

### 第3節 計画の見直しと更新

本計画は、本町における津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針や事業・事務について、体系的に取りまとめたものです。一方で、現在も計画中の事業の具体的な実施時期や事業費用の検討や施設整備を行う場合は基本設計や詳細設計、今後さらに検討が必要な事項の推進、土地利用の動向等の更新などについては、引き続き見直しを行う必要があります。その他、北海道が公表する地震・津波被害想定や関連計画の更新、本町の地域防災計画や総合計画等の修正や地震・津波防災対策の新たな展開がある際にも、適宜見直しが必要となります。そのため、事業計画の更新を中心に、今後5年間にわたって毎年計画の見直しを行うものとします。

## 参考資料

### 厚真町津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

### 厚真町津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき作成する厚真町津波防災地域づくり推進計画（以下「推進計画」という。）について、推進計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、法第11条の規定に基づき、厚真町津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の作成のための協議に関する事項
- (2) 推進計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、津波防災地域づくりに関し町長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 推進計画に基づく事業に関する機関の職員
- (2) 津波浸水想定区域内に属する地域の自治会長
- (3) 学識経験者等
- (4) 国及び北海道職員
- (5) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報償等)

第7条 委員には、予算の定めるところにより、報償及び費用弁償を支給する。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は町長の指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、防災担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

## 厚真町津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

### 厚真町津波防災地域づくり推進協議会委員等名簿

令和6年3月1日時点

区分	職名	氏名	備考
委 員	東北学院大学 地域総合学部政策デザイン学科 准教授	定池 祐季	学識者
	室蘭工業大学 大学院工学研究科 教授	有村 幹治	学識者
	浜厚真自治会 会長	館山 睿	住民
	鹿沼自治会 会長	笹島 利彦	住民
	厚和自治会 会長	曾根 正勝	住民
	新町自治会 会長	蛇池 克広	住民
	防災マスター代表 北海道地域防災マスター	阿部 清一	住民
	社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会 会長	大橋 正治	福祉
	新日本海フェリー株式会社 苦小牧支店 支店長	吉岡 努	事業所
	鵡川漁業協同組合 厚真支所 副組合長	澤口 伸二	事業所
	北海道電力株式会社 苦東厚真発電所 発電課長	吉田 典充	事業所
	taco surf (タクーサーフ) 代表	村上 巧	事業所
	胆振東部消防組合 厚真支署 支署長	工藤 芳一	消防
	胆振東部消防組合 厚真消防団 団長	澤山 慎一	消防
	苦小牧港管理組合 専任副管理者	平澤 充成	組合
	北海道開発局室蘭開発建設部苦小牧道路事務所 所長	西山 泰幸	国
	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部苦小牧出張所 所長	中瀬 弓人	道
	北海道胆振総合振興局地域創生部危機対策室 主幹	鈴木 広志	道
	厚真町 副町長	西野 和博	町

区分	役職	氏名	備考
オブザーバー	北海道札幌方面 苦小牧警察署 警備課長	伊藤 道徳	警察
	北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部事業室 地域調整課長	辻 亘	道
	北海道建設部 建設政策局 維持管理防災課 主幹	芳村 啓	道

区分	役職	氏名	備考
事務局 (事業調整)	厚真町 地方創生復興担当理事	大坪 秀幸	町
	厚真町 総務課 課長	佐藤 大輔	町
	厚真町 まちづくり推進課 課長	宮下 桂	町
	厚真町 建設課 課長	佐藤 義彦	町
	厚真町 住民課 課長	藤岡 隆志	町
	厚真町 産業経済課 課長	木戸 達也	町
	厚真町 生涯学習課 課長	阿部 雄史	町
事務局 (運営等)	厚真町 防災担当理事兼総務課防災担当参事	吉田 良行	町
	厚真町 総務課防災グループ 主幹	起田 淳	町
	厚真町 総務課防災グループ 主査	北川 桂	町

## 検討経緯

### ○津波防災地域づくり推進協議会

回	開催日時	議事
第1回	令和5年 5月26日 13:30～15:00	(1) 津波防災地域づくり推進計画の策定 ① 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の概要 ② 厚真町の地域特性・これまでの津波対策 ③ 津波防災地域づくり推進計画策定の目的 ④ 津波防災地域づくり推進協議会の設置目的 ⑤ 協議会の進め方（今後のスケジュール）
第2回	令和5年 8月8日 14:30～16:00	(1) 津波防災地域づくり推進計画（骨子案） (2) 事業・事務の検討 ① 庁内・関係機関の事業の確認結果 ② 津波防災住民懇談会を踏まえた津波防災対策（素案）
第3回	令和5年 11月15日 13:30～15:30	(1) 事業・事務の検討 ① 庁内・関係機関の事業の確認結果 ② 津波防災住民懇談会を踏まえた津波防災対策（案） (2) 津波防災地域づくり推進計画（素案） ① 第2回推進協議会以降の修正・追加事項 ② パブリックコメント日程
第4回	令和6年 3月1日 10:00～11:30	(1) 津波防災住民懇談会を踏まえた津波防災対策 (2) 津波防災地域づくり推進計画 ① 第3回推進協議会以降の修正・追加事項 ② パブリックコメント結果 ③ 計画に係る審議

○津波防災住民懇談会

回	開催日時	地区	議事
第1回	令和5年 6月7日 18:30~20:00	鹿沼	(1) 津波防災住民懇談会の趣旨説明 (2) 津波防災に関する意見交換
	6月8日 18:30~20:00	浜厚真	
	6月9日 13:30~15:30	サーフィン 利用者	
	6月9日 18:30~20:00	共栄等	
第2回	9月11日 13:30~15:30	鹿沼	(1) 第1回津波防災住民懇談会の振り返り (2) 地区における津波防災対策（素案）に関する意見交換
	9月11日 19:00~21:15	サーフィン 利用者	
	9月13日 19:00~21:00	浜厚真 共栄等	
第3回	11月14日 19:00~20:30	鹿沼	(1) 第2回津波防災住民懇談会の振り返り (2) 地区における津波防災対策（案）に関する意見交換
	11月17日 13:30~15:20	サーフィン 利用者	
	11月17日 19:00~20:30	浜厚真 共栄等	

注. 共栄等…共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地地区合同